

(二)文理眞正
(三)諸佛の智慧

の妙理とは妙法蓮華經是也故に妙法蓮華經と唱へたてまつれば衆生本有の妙理を觀するにてあるなり文理眞正の經王なれば文字即實相也實相即妙法也唯所詮一心法界の旨を説き顯すを妙法と名く故に此經を諸佛の智慧とは云なり一心法界の旨とは十界三千の依正色心非情艸木虚空刹土いづれも除かずちりも残らず一念の心に收めて此一念の心法界に徧滿するを指て萬法とは云なり此理を覺知するを一心法界とも云なるべし但し妙法蓮華經と唱へ持つと云とも若し已心の外に法ありと思はゞ全く妙法にあらず蟲法なり蟲法は今經にあらず今經にあらずれば方便也權門也方便權門の教ならば成佛の直道にあらず成佛の直道にあらずれば多生曠劫の修行を経て成佛すべきにあ

(卯)

(四)我一念を指して妙法の信を發す

○行法篤道義の一節

(一)八木三石送り給ひ候

(二)因果の理

(三)螢火の如き火
(四)龍の一掃水

らざる故に一生成佛叶がたし故に妙法と唱へ蓮華と讀ん時は我一念を指て妙法蓮華經と名くるぞと深く信心を發すべきなり

○小善の供養大善なる事

新池殿御消息云

御作 弘安二年巳卯 五月二日

聖壽五十八歲

八木三石送り給ひ候今一乘妙法蓮華經の御寶前に備へ奉りて南無妙法蓮華經と只一遍唱へまゐらせ候畢んぬ最愛の御子を靈山淨土へ決定無有疑と送りまゐらせんがため也抑も因果のことはりは華と果との如し千里の野の枯れたる草に螢火の如くなる火を一つ付けぬれば須臾に一草二草十百千萬草につきわたりて燃れば十町二十町の草木一時にやけつきぬ龍は一掃の水を手に入れて天に昇りぬ

れば三千世界に雨をふらし候。小善なれども法華經に供養しまらせ給ひぬれば功德此の如し。

(五)法華華
供養の大
具の人身篇事
具の一節

○日蓮をうみ出せし父母の大果報の人なる事

縮刷四七二 御作 弘安二年己卯 聖壽五十八歲

(二)夫れ人
は身を受る事

夫れ人身を受る事はまれなり。己にまれなる人身を受けたり又あひがたきは佛法是れも又あへり。同じ佛法の中にも法華經の題目にあひたてまつる。結句題目の行者ごなれり。まここにまことに過去十萬億の諸佛供養の者也。日蓮は日本第一の法華經の行者也。すでに勸持品の二十行の偈の文は日本國の中には日蓮一人よめり。八十萬億那由陀の菩薩は口には宣たれども修行したる人一人もなし。不思議の日蓮をうみ出だせし父母は日本國の一切衆生の中には大果

(二)不思議
の日蓮

(卯)

(三)大果報
の人

報の人也。父母となり其子となるも必ず宿習なり。若日蓮が法華經釋迦如來の御使ならば父母あに其故なからんや。例せば妙莊嚴王、淨德夫人、淨藏、淨眼の如し。釋迦多寶の二佛日蓮が父母ご變じ給ふ歟。然らずんば八十萬億の菩薩の生れかはり給ふ歟。又上行菩薩等の四菩薩の垂迹歟。不思議に覺え候。

○兵法劔形の大事は法華より出たる事

縮刷一八八九 御作 弘安二年己卯 十月廿三日 聖壽五十八歲

(一)將門は
つはもの
名をとり

將門はつはもの、名をとり兵法の大事をきはめたり。されども王命にはまけぬ。樊噲張良もよしなし。唯だ心こそ大切なれ。いかに日蓮祈り申すとも不信ならば濡たるほくちに火をうちかくるがごとくなるべし。はげみをなして強盛に

(卯)

○法華經の兵法

○法界篇通説の一節

○自行の法とは是法華經

—(卯)—

御聖訓之奏

信力をいだし給ふべしすぎし存命不思議におもはせ給へ。なにの兵法よりも法華經の兵法をもちひ給ふべし。諸餘怨敵皆悉摧滅の金言むなしかるべからず。兵法劒形の大事も此妙法より出でたりふかく信心をとり給へ。あへて臆病にては叶ふべからず候。

○心の外に法無き事

三世諸佛惣勸文鈔云 御作弘安二年己卯 聖壽五十八歲

自行の法とは是法華經八箇年の説なり是の經は寤の本心を説き給ふ唯衆生の思ひ習はせる夢中の心地なるが故に夢中の言語を借て寤の本心を訓るなり故に語は夢中の言語なれども意は寤の本心を訓ふ法華經の文と釋との意此の如し之れを明らかめ知らずんば經の文と釋の文とに迷ふ

○心外無別法

○本覺の三身如來

—(卯)—

べき也但し此化他の夢中の法門も寤の本心に備はれる徳用の法門なれば夢中の教を取て寤の心に攝むるが故に四十二年の夢中の化佗方便の法門も妙法蓮華經の寤の心に攝まりて心の外に法無き也此を法華經の開會とは云ふ也譬へば衆流を大海に納るが如き也佛の心法妙と衆生の心法妙と此二妙を取て已心に攝むるが故に心の外に法無きなり已心と心性心體との三は已身の本覺の三身如來也是れを經に説いて云く如是相應身如是性如來如是體如來此れを三如是と云ふ此三如是の本覺の如來は十方法界を身體と爲し十方法界を心性と爲し十方法界を相好と爲す是の故に我身は本覺三身如來の身體也法界に周徧して一佛の徳用なれば一切の法は皆是佛法也と説き給ひし時其座席

(四)皆成佛道

御聖訓之栞

一八二

に列りし諸の四衆八部も蓄生も外道等も一人も漏れず皆悉く妄想の僻目僻思ひ立所に散止して本覺の寤に還つて皆佛道を成ず佛は寤の人の如く衆生は夢見る人の如し故に生死の虚夢を醒して本覺の寤に還るを即身成佛とも平等大慧とも無分別法とも皆成佛道とも云ふ只一つの法門也。

◎卯歳の御書目

寛元元年癸卯 聖壽二十二歳	縮刷	一六	
○戒法門			
建長七年乙卯 聖壽三十四歳	縮刷	九〇	○諸宗問答鈔
○蓮盛鈔		一〇七	○一生成佛鈔
○念佛無間地獄鈔	同	一二〇	
○主師親御書	同		
文永四年丁卯 聖壽四十六歳			
	縮刷	九五	
	同	一七七	

○星名五郎太郎殿御返事 縮刷 五九七
弘安二年己卯 聖壽五十八歳

○上野殿御返事	縮刷	一八二五	○可延定業書	縮刷	一八二六
○孝子御書	同	一八二九	○日眼女釋迦佛供養事	同	一八三〇
○松野殿後家尼御前御返事	同	一八三四	○上野殿御返事	同	一八三九
○新池殿御消息	同	一八四四	○窪尼御前御返事	同	一八五〇
○寶經法重事	同	一八五二	○四菩薩造立鈔	同	一八五四
○松野殿女房御返事	同	一八五八	○上野殿御返事	同	一八六〇
○曾谷殿御返事	同	一八六二	○寂日房御書	同	一八七二
○聖人御難事	同	一八七五	○持妙尼御前御返事	同	一八七九
○本門戒體鈔	同	一八八一	○兩人御中御書	同	一八八八
○四條金吾殿御返事	同	一八八九	○上野殿御返事	同	一八九一
○三世諸佛慈鞠文鈔	同	一八九二	○上野殿御返事	同	一九一四
○宮木殿女房尼御前御返事	同	一九一六	○中興入道消息	同	一九一七
○右衛門太夫殿御返事	同	一九二五	○窪尼御前御返事	同	一九二六
○出家功德御書	同	一九二六			

已上三十四通

◎卯歳の聖箴警句

(一)夫れ人は天地の精

夫れ人は天地の精五行の端也故に悟あつて直きを人ご云ふ也(戒法門)

(二)日蓮悲母を祈て

日蓮悲母を祈て候しかば現身に病をいやすのみならず四箇年の壽命をのべたり(可延定業書)

(三)兄弟の御中

兄弟の御中不和にわたらせ給ふべからず不和にわたらせ給ふべからず(孝子御書)

(四)提婆は心の成佛

提婆はこゝろの成佛をあらはし龍女は身の成佛をあらはす(上野殿御返事)

(五)日蓮佛果をえむ善根の一切に

日蓮佛果をえむに争か少輔房が恩をすつべきや(同 鈔) 一切の善根の中に孝養父母は第一にて候(窪尼御返事)

—(卯)—

(七)日蓮が弟子

日蓮が弟子と云つて法華經を修行せん人々は日蓮が如くにし候へ(四菩薩造立鈔)

(八)然れば八萬四千

然れば八萬四千の法藏は我身一人の日記文書也(三世諸佛總勸文鈔)

(九)日蓮は

日蓮は日本國には第一の忠の者なり(中興入道消息)

(十)大六の卒塔婆

丈六の卒塔婆をたて、其面に南無妙法蓮華經の七字を顯はしておはしませば北風吹けば南海の魚族其風にあたりて大海の苦をはなれ東風きたれば西山の鳥鹿其風を身にふれて畜生道をまぬかれて都率の内院に生まれん(同 鈔)

(十一)所詮心は兎も角

所詮心は兎も角も起れ身をば教の如く一期出家にてあらば自ら冥加も有るべし(出家功德御書)

—(卯)—

配本化妙觀 御聖訓之葉卷之四終

配本化妙觀 御聖訓之葉卷之五

第五篇

◎辰歳の卷

聖祖日蓮大薩埵六十一年。鴻化中に於ける第五回の辰歳

一、後堀河院 貞永元壬辰 聖壽十一歳

『天下飢饉。梶尾明惠寂す。貞永式目五十一條を頒つ。後堀河天皇讓位。四條天皇即位』。

二、後嵯峨院 寛元二甲辰 聖壽二十三歳

叡山遊學。色心二法鈔を著す。『藤原頼嗣將軍宣下。年甫て六歳』

三、後深草院 康元元丙辰 聖壽三十五歳

鎌倉に在り市中の説法菴中の著書日夜更らに怠らず。垂迹法門回向功

御聖訓之奏

德鈔を著し十二因縁書を述ぶ。四條金吾進士善春工藤吉隆在源義宗池上宗仲等の諸豪族こゝに檀契を結ぶ。
『春二月暴風洪水秋八月疫癘流行九月風雨激烈人畜死傷。北條時頼其の子時宗の幼を以て姪長時に執權を行はしむ而も時頼なほ應にありて大事を決す』。

四、龜山院 文永五戊辰 聖壽四十七歳

鎌倉に在り。蒙古の使者初て来る聖祖書を裁して執權北條時宗以下十一處に贈り法門をまた公應に論せんことを請ふ是れ皆法議上よりして國難を憂ふる者なり。又我門徒を警戒する所あらしむ。

五、後宇多院 弘安三庚辰 聖壽五十九歳

身延在山。諫曉八幡鈔十八圓滿鈔を始め其他の著述多し又日持法華問答を撰したれば聖祖閱して自撰と爲す。
『時宗蒙古の兵將に來らんことを聞き帝都及び要地の備へを嚴にす』。

已上第五回の辰歳を出家前後に分けると出家前が一回に後が四回となる更に開宗前後に分けると開宗前が二回に後が三回となる又佐前佐後に分けると佐渡前が四回に後が一回

となる乃ち第四回の辰歳は天の警告に等しき蒙古來の聲と共に聖祖書を裁して執權北條時宗以下十一箇所に贈り歴告して曰く日蓮去ぬる文應元年に立正安國論を叫びしより第九年目の今日いかに違ひしかと憂國の涙をそゞぎ惡國謗法の上下萬民いまだ邪教の夢路に迷ふて醒めざるや疾く邪を翻して正に歸せよ佛法の大義を公應に決せよと公應法論の戦を挑みしは此の第四回の辰歳の秋なりき。

◎辰歳の御聖訓

○蒙古國調伏は日蓮に非ざれば叶ふ可からざる事
縮刷六〇八 御作文永五年戊辰 聖壽四十七歳
與北條時宗書云 十月十一日
謹んで言上せしめ候抑も正月十八日西戎大蒙古國牒狀到

○行法篇道義の一節

(一)謹んで言上せしめ候

(三) 諫臣在
國爭子在家
言的中の證
左

—(辰)—

御聖訓之彙
一九〇
來す。日蓮先年諸經の要文を集め之を勸たること立正安國
論の如く少しも違はず符合しぬ。日蓮は聖人の一分に當れ
り未萌を知るが故也。然る間重て此由を驚かし奉る速に蒙
古國を調伏せられんこと日蓮にあらずんば叶ふ可からざ
る也。諫臣國に在れば其國正しく爭子家に在れば其家直し。
國家の安危は政道の直否にあり。佛法の邪正は經文の明鏡
に依る。申略今日本國既に蒙古國に奪はれんこと豈に歎か
ざらんや。豈に驚かざらんや。日蓮が申す事御用ひ無くんば
定て後悔ある可し。申略此由方々へ之を驚かし奉る御評議
有つて御報に豫る可く候所詮は萬祈を抛て諸宗を御前に
召し合せ佛法の邪正を決せしめ給へ。潤底の長松いまだ知
らざるは良匠之誤なり。闇中の錦衣をいまだ知らざるは愚

(四) 佛法の
邪正を公應
に論せんこ
とを促す
(五) 聖祖の
大忠

—(辰)—

○得益篤絶
對佛の節
成佛の一節
(二) 又法華
經の即身成
佛に二種あ
り
(三) 在世と
未法

人の失なり。三國佛法の分別に於ては殿前に在り。申略敢て
日蓮の私曲にあらず。徧に大忠を懷ふが故也。身の爲に之を
申さず。神の爲め君の爲め國の爲め一切衆生の爲め言上せ
しむる所也。恐々謹言。

文永五年戊辰十月十一日

日蓮花押

○即身成佛の事

縮刷一九八一 御作弘安三年庚辰 聖壽五十九歲

又法華經の即身成佛に二種あり。迹門は理具の即身成佛本
門は事の即身成佛也。今本門の即身成佛は當位即妙本有不
改斷するなれば肉身を其まゝ本有無作の三身如來と云
へる是也。此法門は一代諸教の中に之れ無し。文句に云く諸
教の中に於て之を秘して傳へず等云々。又法華經の弘まら

御聖訓之彙

一九一

—(辰)—

(三)本迹二門は機も法も時も異也

○行法篇道義の一節孝養の片玉

(二)父母の御恩は

(一)恩を説て孝を勸む

せ給ふべき時に二度あり所謂る在世と末法と也修行に又二意あり佛世は純圓一實滅後末法の今の時は一向本門の弘まらせ給ふべき時也迹門の弘まらせ給ふべき時は己に過ぎて二百餘年になり天台傳教こそ其能弘の人にましまし候しかごもはや入滅し給ひぬ日蓮は今時を得たり豈に此所囑の本門を弘めざらんや本迹二門は機も法も時も遙に各別也。

○父母の御恩の事

縮刷一九八七 刑部左衛門尉女房御返事云 御作弘安三年庚十月廿一日辰 聖壽五十九歳

父母の御恩は今初めて事あらたに申すべきには候はねども母の御恩の事殊に心肝に染みて貴くをばえ候飛鳥の子

(三)母の恩の深し

—(辰)—

(四)三年懐に在り

をやしなひ地を走る獸の子にせめられ候事目もあてられず魂もきえぬべくおぼえ候其につきても母の御恩忘れがたし胎内に九月の間の苦み腹は鼓をはれるが如く頸は針をさげたるが如し氣は出づるより外に入る事なく色は枯たる草の如し臥ば腹もさけぬべし坐すれば五體やすからずかくの如くして産も既に近づきて腰はやぶれてきれぬべく眼はぬけて天に昇るかとおぼゆかゝる敵をうみ落しなば大地にもふみつけ腹をもさきて捨つべきぞかしさはなくして我が苦を忍びて急ぎいだきあげて血をねぶり不淨をすゝぎて胸にかきつけ懐きかゝへて三箇年が間懇懃に養ふ母の乳をのむ事一百八十斛三升五合也此乳のあたひは一合なりとも三千大千世界にかへぬべしされば乳一

—(辰)—

(五)親は子を養へども子は親を養ふもの妙し

○佛陀篇應現の一節

(一)抑もいかなれば三世十方諸佛

○諸佛の食と住處とは此經の事

縮刷一九九三 上野殿御母御前御返事云 御作 弘安三年庚辰 一月 聖壽五十九歳

抑もいかなれば三世十方の諸佛はあながちに此法華經を

升のあたひを檢へて候へば米に當れは一萬一千八百五十斛五升稻には二萬一千七百束に餘り布には三千三百七十段也何かに況んや一百八十斛三升五合のあたひおや他人の物は錢の一文米一合なりとも盗みぬれば牢の巢守となり候ぞかし而るを親は十人の子をば養へども子は一人の母を養ふことなしあたゝかなる夫をば懷て臥せどもこへたる母の足をあたゝむる女房はなし給孤獨園の金鳥は子の爲めに火に入り橋戸迦夫人は夫の爲めに父を殺す佛の云く父母は常に子を念へども子は父母を念はず等云云

—(辰)—

(二)此經は佛天の栴食

○佛陀篇應現の一節

(一)天竺國をば月氏と申す

○大法西漸すべき瑞相の事

縮刷二〇二一 諫曉八幡鈔云 御作 弘安三年庚辰 二月日 聖壽五十九歳

天竺國をば月氏國と申すは佛の出現し給ふべき名也扶桑

布(二)大法廣

御聖訓之榮

一九六

國をば日本國と申すあに聖人出で給はざらむ月は西より東に向へり月氏の佛法の東へ流るべき相也日は東より西へ入る日本の佛法の月氏へかへるべき瑞相なり月は光あきらかならず在世は但八年なり日は光明月に勝れり五々百歳の長き闇を照すへき瑞相也

◎辰歳の御書目

- 寛元二年甲辰 聖壽二十三歳 縮刷 二八
- 色心二法鈔 縮刷 二八
- 康元元年丙辰 聖壽三十五歳 縮刷 一二七
- 垂迹法門 縮刷 一二七
- 十二因縁御書 同 一三三
- 文永五年戊辰 聖壽四十七歳 縮刷 六〇四
- 安國論御勅由來 縮刷 六〇四
- 宿屋天道許御狀 縮刷 六〇七
- 與北條時宗書 同 六〇九
- 與平左衛門賴綱書 同 六一〇
- 回向功德鈔 縮刷 一二八
- 與建長寺道隆書 同 六一三
- 與大佛殿別當書 同 六一四
- 與淨光明寺書 同 六一五
- 與長樂寺書 同 六一七

- 與北條彌源太書 同 六一一
- 與極樂寺良觀書 同 六一三
- 與壽福寺書 同 六一五
- 與多寶寺書 同 六一六
- 弟子檀那中御書 同 六一七
- 弘安三年庚辰 聖壽五十九歳 縮刷 一九二八
- 筒御器鈔 縮刷 一九二九
- 上野殿御返事 同 一九四〇
- 日住禪門御返事 同 一九四三
- 慈覺大師事 同 一九四三
- 妙心尼御前御返事 同 一九四六
- 妙一尼御前御返事 同 一九四八
- 諸經與法華經難易事 同 一九四八
- 窪尼御前御返事 同 一九五一
- 千日尼御返事 同 一九五一
- 上野殿御返事 同 一九六〇
- 淨眼淨藏御消息 同 一九六一
- 妙一女御返事 同 一九六四
- 内房女房御返事 同 一九七一
- 上野殿御返事 同 一九七八
- 松野殿女房御返事 同 一九七九
- 上野殿後家尼御前御返事 同 一九八五
- 妙一女御返事 同 一九八五
- 刑部左衛門尉女房御返事 同 一九八七
- 四條金吾殿御返事 同 一九八五
- 十八圓滿鈔 同 二〇〇二
- 上野殿母御前御返事 同 一九九三
- 四條金吾許御文 同 二〇〇二
- 日殿尼御前御返事 同 二〇一〇
- 智妙房御返事 同 二〇二一
- 上野殿御返事 同 二〇二一
- 大夫志殿御返事 同 二〇四一
- 諫曉八幡鈔 同 二〇二一

御聖訓之榮

一九七

己上四十七通

◎辰歳の聖箴警句

「都て一代聖教顯密の旨殊なりと雖も生死の二法色心の二法是れ大事にてあるなり」色心二法鈔

「人は善根をなせば必ずさかゆ」上野殿御返事

「二口は南無妙法蓮華經一口は南無阿彌陀佛なんご申すは飯に糞を雜へ沙石を入れたるが如し」筒御器鈔

「抑も日本國と申すは十の名あり扶桑野馬臺瑞穂秋津洲等也」同鈔

「日本國に代始てより已に謀叛の者二十六人第一は大山の時也」同鈔

「王子第二は大石の山丸乃至第二十五人は頼朝廿六人は義

—(辰)—

(一) 都て一代聖教

(二) 人は善根を

(三) 一口は

(四) 抑も日本國

(五) 日本國代始てより

(六) 謗する人は

(七) 外典三千餘卷

(八) 子にすぎたる

(九) 佛法の味を

(十) 南無と申す字は

(十一) 外典三千餘卷

王子第二は大石の山丸乃至第二十五人は頼朝廿六人は義時也同鈔
「謗する人は大地微塵の如し信ずる人は爪上の土の如し」同鈔
「外典三千餘卷は他事なしたゞ父母の孝養ばかり也内典五千餘卷又佗事なしたゞ孝養の功德を説ける也」上野鈔
「子にすぎたる實はなし」阿佛房御書
「佛法の味をたがふる人は日月の御力をうばふ人一切衆生の敵也」妙一女御返事

「南無と申す字は敬ふ心也隨ふ心也」内房女房御返事
「外典三千餘卷には子ある人を長者といふ内典五千餘卷には子なき人を貧人といふ」上野殿御返事

（十二）智者
學匠の身と

（十三）妙法
蓮華經の五
字

（十四）日蓮
云く

（十五）日蓮
は無戒

御聖訓之榮

二〇〇

「智者學匠の身となりても地獄に墮て何の詮か有る可きか」

（十八圓滿鈔）

「妙法蓮華經の五字七字を日本國の一切衆生の口に入んこはげむ計り也此れ即ち母の赤子の口に乳を入れんこはげむ慈悲也（諫曉八幡鈔）」

「日蓮云く一切衆生の苦を受るは悉く日蓮一人の苦と申すべし」同鈔

「日蓮は無戒の比丘邪見の者なり」法衣書

—（辰）—

配本化妙觀 御聖訓之葉卷之五終

配本化妙觀 御聖訓之葉卷之六

第六篇

◎巳歳の卷

聖祖日蓮大薩埵六十一年鴻化中に於ける第五回の巳歳

一、四條院 天福元癸巳 聖壽十二歳

五月十二日郡の清澄寺に入り法印道善に投じて密乘を禀く。傳にいふ名を藥王麻呂と稱す。

二、後嵯峨院 寛元三乙巳 聖壽二十四歳

叡山遊學。

三、後深草院 正嘉元丁巳 聖壽三十六歳

鎌倉に在り。諸宗の讒誣迫害いよく加はる。甲州南部の波木井實長受戒す。三種教相六凡四聖書等を著す。五月大旱。六月十八日大地震

御聖訓之榮

二〇一

—（巳）—

○年號威徳の想
○山出家の威徳
○光を垂れ導く
○和法大威容
○末の威容
○師の威容
○示されし天
○は詢に人天
○の福と人天
○の妙法と人天
○の妙法と人天
○の妙法と人天
○の妙法と人天

八月廿三日の大地震に鎌倉の小丘崩潰し死傷多し。北條時頼最明寺に
薙髮し最明寺殿と稱せらる。

四、龜山院 文永六巳巳 聖壽四十八歲

鎌倉に在り。蒙古の使者。再び來りて國書を呈し對馬の民を捕へて還
る。富嶽に登り手寫の法華經を山腹に埋む。問注得意鈔安國論奥書を
著す。

五、後宇多院 弘安四辛巳 聖壽六十歲

身延山に在り。蒙古大軍襲來。書を鎌倉に飛して豫言の適中に誇れる
門徒を誡むると嚴なり。天下騒動す然れとも颶風大に起りて賊艦全滅
し生還する者僅に三人。是歲聖祖自ら富木常忍の像を刻して傍に安じ
常忍亦手から聖祖の像を刻して終身之れを奉ず。斯く二像更互に點眼
せる者故後に之れを更互の影像と稱せり。三大秘法稟承事等を著す。

已上、第五回の已歳を出家前後に分けると、出家前が一回に後
が四回となる。更に開宗前後に分けると開宗前が二回後が三
回となる。又佐前佐後に分ける。佐渡前が四回に後が一回と

なる。さて、第五回最終の已歳五月二十一日の元寇兵十萬と
稱し、敵艦鱒鱒鎮西の空を埋めて襲ひ來り、我軍の迎ふもの中
國、四國、九州より音に轟きし武門の名流、五十三氏を選び之に
従ふ兵六萬、孰れも心は生還を期せずして肥筑の海陸に戦ふ
こと殆ど四十餘日、上は畏くも龜山上皇は萬乘の至尊を以て
伊勢大廟に敵國降伏の現證を祈り給ふ。内には國難除の聖者
としての日蓮聖祖も亦慷慨國事を憂ひ給て、其大旗に大曼陀
羅を書し之を鎌倉將軍に呈せり。時に之を京師の守護宇都宮
貞綱に賜ひ其旗を捧げて鎮西に赴かしめたりき。國難、國難、天
祐た、幸に七月一日の夜、俄かに起れる颶風の爲に敵の鱒鱒
を悉く覆滅し、生還者僅三人焉の七字を以て、此元寇の二字を
西海の浪に葬り了ぬ。世に之を弘安の役といふ。宗史に聖祖の

靈化聖業は立正安國論に事起り龍口佐渡に事顯れ蒙古調伏に事畢ること云ふ

◎已歳の御聖訓

○本尊篇總要の一節

—(已)—
○本尊篇總要の一節
—(一)壽量品に建立する所の本尊

○三大秘法の事

縮刷二〇五一
三大秘法真承事 御作弘安四年辛巳 聖壽六十歳 四月八日

壽量品に建立する所の本尊は五百塵點の當初より以來此土有縁深厚本有無作三身の教主釋尊是也壽量品に云く如來秘密神通之力等云云疏の九に云く一身即三身なるを名て秘と爲し三身即一身なるを名て密と爲す又昔より説ざる所を名て秘と爲し唯佛のみ自知るを名て密と爲す佛三世に於て等しく三身あり諸教の中に於て之を秘して傳へ

—(已)—
○本門の題目

—(三)—
○本門事の戒壇

—(四)—
○教宣並に教養

ず等云云題目とは二の意あり所謂正像と末法と也正法には天親菩薩龍樹菩薩題目を唱へさせ給ひしかども自行ばかりにしてさて止め像法には南岳天台亦題目計り南無妙法蓮華經と唱へ給て自行の爲にして廣く佗の爲に説かず是理行の題目也末法に入て今日蓮が唱る所の題目は前代に異なり自行化他に亘りて南無妙法蓮華經也名體宗用教の五重立の五字也戒壇とは王法佛法に冥し佛法王法に合して王臣一同に本門の三大秘密の法を持ちて有徳王覺徳比丘の其乃往を末法濁惡の未來に移さん時教宣並に御教書を申し下して靈山淨土に似たらん最勝の地を尋て戒壇を建立すべきもの歟時を待つべきのみ事の戒法と申すは是也三國竝に一閻浮提の人懺悔滅罪の戒法のみならず大

○行法篇道義の一節

—(巳)—

○(一)小蒙古の人大日本國に此書嚴密越へ水戸光圀公の本取せり大朝と題し改め撰す史と改め撰す

○發心篇實在一節

○(二)而るに光日尼御前は

梵天王帝釋等も來下して踏給ふべき戒壇也」

○大日本國の大的字の事

縮刷二〇五五 御作 弘安四年辛巳 聖壽六十歳

小蒙古の人大日本國に寄せ來るの事我門弟竝に檀那等の

中に若し佗人に向ひ將た又自ら言語に及ぶ可からず若し此旨に違背せば門弟を離す可き等の由存知する所也此旨を以て人々に示す可く候也」

弘安四年未歲辛巳六月十六日

日 蓮花押

○親子一所に生れん事

縮刷二〇六二 御作 弘安四年辛巳 聖壽六十歳

而るに光日尼御前はいかなる宿習にて法華經をば御信用ありけるぞ又故彌四郎殿が信じて候しかば子の勸めか此

—(巳)—

○(四)松柏芝蘭

○(三)淨藏淨眼

○(二)烏龍と遺龍

功德空しからざれば子と俱に靈山淨土へ參り合はせ給はん事疑ひなかるべし烏龍と云ひし者は法華經を謗じて地獄に墮ちたりしかども其子に遺龍と云ひし者法華經を書きて供養せしかば親佛に成り又妙莊嚴王は惡王なりしかども御子の淨藏淨眼に導かれて娑羅王佛と成らせ給ふ其故は子の肉は母の肉母の骨は子の骨也松榮れば柏悦ぶ芝枯れば蘭なく情無き草木すら友の喜び友の歎き一つなり何に況んや親と子との契り胎内に宿して九月を経て生み落し數年まで養ひき彼に荷はれ彼に弔らはれんと思ひしに彼を弔らふうらめしさ後如何があらんと思ふ心苦さ如何せん如何せん子を思ふ金鳥は火の中に入りなき子を思ひし貧女は恒河に沈みき彼の金鳥は今彌勒菩薩也彼の

(五)子思ふ
あまり

河に沈みし女人は大梵天王に生まれ給ふ。何に況んや今の光日上人は子を思ふあまりに法華經の行者に成り給ふ。母子と俱に靈山淨土へ參り給へし。其時御對面いかに嬉かるべきいかに嬉かるべき。

○訓育篇

(一)然に釋
迦佛は

○末代法經の行者を供養する功德の事

南條兵衛七郎殿御返事云 御作 弘安四年辛巳 九月二十日 聖壽六十歲

然に釋迦佛は我を無量の珍寶を以て億劫の間供養せんよ。りは末代の法華經の行者を一日なりとも供養せん功德は百千萬億倍過ぐべしとこそ説せ給ひて候。法華經の行者を心に入れて數年供養し給ふ事有り難き御志哉。金言の如くんば定めて後生は靈山淨土に生れ給ふべし。いみじき果報なる哉。其上此處は人倫を離れたる山中也。東西南北を去り

—(巳)—

—(巳)—

(二)胸は入
定の處

(三)舌は轉
法輪の處

(四)喉は誕
生の處

(五)口は正
覺の處

(六)法妙人
貴處

(七)人貴處
尊

○教法篇
譬の一節

(一)抑も法
華經の大白
牛車

(二)羅什存
略

て里もなし。かゝる心細き幽窟なれども教主釋尊の一大事の秘法を靈鷲山にして相傳し。日蓮が肉團の胸中に秘して隠し持てり。されば日蓮が胸の間は諸佛入定の處也。舌の上は轉法輪の處。喉は誕生の處。口中は正覺の砌なるべし。かゝる不思議なる法華經の行者の住處なればいかでか靈山淨土に劣るべき。法妙なるか故に人貴し。人貴きが故に處尊しと申すは是也。

○大白牛車の事

縮刷 八六 大白牛車御消息云 御作 弘安四年辛巳 聖壽六十歲

抑も法華經の大白牛車と申すは我も人も法華經の行者の乗るべき車にて候也。彼車をば法華經の譬諭品に申すに懇に説せ給ひて候。但し彼御經は羅什存略の故に委くは説き

(三)法性の空

御聖訓之彙
給はず天竺の梵品には車の莊り物其外聞信戒定慧進捨慚の七寶まで委しく説き給ひて候を日蓮あらあら披見に及び候先づ此車と申すは縦廣五百由旬の車にして金の輪を入れ銀の棟をあげ金の繩を以て八方へつり繩をつけ三十七重の階をば銀を以て磨きたて八萬四千の寶の鈴を車の四面に懸けられたり三百六十流のくれなひの錦の旛を玉の棹にかけながし四萬二千の欄干には四天王の番をつけ又車の内には六萬九千三百八十餘體の佛菩薩寶蓮華に坐し給へり帝釋は諸の眷屬を引きつれ給ひて千二百の音樂を奏し梵王は天盡を指し懸け地神は山河大地を平等に成し給ふ故に法性の空に自在にこびゆく車をこそ大白牛車とは申すなれ我より後に來り給はん人々は此車にめされ

御聖訓之彙

二一〇

(四)靈山の奉迎

て靈山へ御出で有るべく候日蓮も同じ車に乗りて御迎ひにまかり向ふべく候南無妙法蓮華經

◎巳歳の御書目

- 正嘉元年丁巳 聖壽三十六歳
- 三八教 縮刷 一三七 ○三種教相 縮刷 一四四
- 衣座宝御書 同 一七二 ○六凡四聖御書 同 一七四
- 文永六年己巳 聖壽四十八歳
- 問注得意鈔 縮刷 六一八 ○宮木殿御消息 縮刷 六一九
- 安國論奥書 同 六一九 ○法門可被申様之事 同 六二〇
- 弘安四年辛巳 聖壽六十歳
- 上野尼御前御返事 縮刷二〇四七 ○上野殿御返事 縮刷二〇四九
- 三大秘法裏承事 同 二〇五一 ○小蒙古御書 同 二〇五五
- 兵衛志殿御返事 同 二〇五六 ○曾谷二郎入道殿御報 同 二〇五六
- 光日上人御返事 同 二〇六二 ○治部房御返事 同 二〇六六
- 南條兵衛七郎殿御返事 同 二〇六九 ○上野殿御返事 同 二〇七一
- 宮木入道殿御返事 同 二〇七二 ○上野尼御前御返事 同 二〇七五

御聖訓之彙

二一一

- 地引御書 縮刷二〇八〇 ○上野殿母尼御前御返事 縮刷二〇八二
- 太夫志殿御返事 同 二〇八四 ○窪尼御前御返事 同 二〇八四
- 大白牛車御消息 同 二〇八六 ○西山殿御返事 同 二〇八七
- 妙法尼御前御返事 同 二〇八九

巳上二十七通

◎巳箴の聖歳警句

「但し日本國には日蓮一人計りこそ世間出世正直の者にて候へ其故は故最明寺入道に向て禪宗は天魔の所爲なるべし」法門可被申之事

「今日蓮が所行は靈鷲山の稟承に芥爾計りの相違なき色も替はらぬ壽量品の事の三大事なり」三大秘法稟承事

「日本國はいみじき國にて候神を敬ひ佛を崇むる國なり」
(治部房御返事)

—(巳)—

(一)但し日本國には

(二)今日蓮が所行は

(三)日本國は

(四)一切の事は

(五)御祈念かなはずば

(六)善根と申すは

(七)日蓮は日本第一の

一切の事は國により時による事也佛法は此道理をわきまふべきにて候」上野殿御返事

「御祈念かなはずば言のみ有りて實なく華さいて果なからんか」地引御書

「善根と申すは大なるに依らず又小さきにもよらず國により人により時によりやうやうにかはりて候」窪尼御前御返事

「日蓮は日本第一の儻もの也法華經は一切經にすぐれ給へる經也」西山殿御返事

—(巳)—

—(巳)—

本化妙觀 配十二支 御聖訓之葉卷之六終

本化妙觀 配十二支 御聖訓之葉卷之七

第七篇

◎午歳の卷

南無久遠本佛の嫡弟上行菩薩の再誕閻浮一聖の唱導師宗祖
日蓮大薩埵六十一年鴻化中に於ける第六回の午歳

一、後堀河院 貞應元壬午 聖壽一歳

二月十六日午刻、安房國長狹郡小湊に降誕せり。佛滅後二千一百七十一年。西暦千二百二十二年。父は貫氏名重忠。母は清原氏梅菊女。幼時善日麻呂と名づく。

二、四條院 文暦元甲午 聖壽十三歳

清澄寺に在り。

後堀河上皇崩御。山徒洛中を侵す。執權北條泰時興福寺莊園を收む。

御聖訓之系

—(午)—

○年號威想
閻浮一人の聖
大偉夫人の降
誕四徳の如天
の雲行雨施如
しく日月の四
海を照すが如
く貞應の徳を
聖元の徳を

三、後嵯峨院 寛元四丙午 聖壽二十五歲

泉涌寺に往て宋僧道隆に謁し。錫を留めて宋刻の典籍を讀み。又去て三井寺に遊學す。
『後嵯峨天皇讓位。後深草天皇即位。執權北條經時病み弟時頼之に代る。時頼前將軍頼經を京に逐。』

四、後深草院 正嘉二戊午 聖壽三十七歲

正月駿州に往きて沼津に宿し涌經八大龍王に供じ。去りて岩本實相寺の經藏に入り類年大華を糺し立正安國論の腹稿成る。鎌倉の歸途日興徒弟と成る。

五、龜山院 文永七庚午 聖壽四十九歲

鎌倉に在り。教信に回書して其の年中佳節の故事を問ふに答へ。且つ大進を遣して其行事を示し。又善無畏三藏鈔。眞言七重勝劣。眞言天台勝劣事を著す。

六、後宇多院 弘安五壬午 聖壽六十一歲

佛滅後二千三百三十一年。西曆千二百八十二年。正月廿九日祈禱經の口訣を記して六子に示す。四月手づから寶塔會を圖す。七月聖祖所思を告げて武州油上に赴く。同八日身延の山を出で、十八日油上宗仲の邸に到り。其の廿五日安國論を講じ。曰く三七日中に滅度すべきこと

—(午)—

顯現し給は二は
んや佛は給は
月十五の日に
滅は取のり月
祖は此の月聖
十は死生の月
唱ふ死生の月
所ひあ恐るは
以てあ恐るは
○年號降誕想
貞應の宗建
天福の安國
建長の安國
文應の安國
論弘秘の天
地皆如天入
割大因縁を
一傳事如縁
界無邊の如
輝を放ちて
深無の力を
たりの力を

を豫示す。十月三日親から本迹大要を書し。立像佛安國論並に官牒の二本を併せて日朗に授く。八日上足六人を定め日興に命じて書せしむ。所謂昭朗興向頂持是なり六老と稱す。十日註法華經を日昭に付し又た肉牙二枚を賜ひ。十一日經一麻呂に祝髪を命じ。十二日悉く諸子に遺訓し。十三日辰刻に入寂す。世壽正に六十有一法臘四十六。山林に茶毘す。十六日遺骨を收取して瓶に藏め壇に奠じ一七日畢はりて之を延山に送る。二十一日諸子啓行して二十五日延山に至り往年所刻の影像を以て堂に安す。

○弘安六年正月別に一堂を營みて遺骨を安し。遺弟等輪次に之を守る。久遠寺こゝに成る。

已上第六回の午歳を出家前後に分ける。出家前が二回、後が四回となる。更に開宗前後に分けると、開宗前が三回、後が三回となる。又佐前佐後に分けると、佐渡前が五回、後が一回となる。謹んで聖祖鴻化聖儀を案ずるに、貞應元年歳次壬午二月十六日午刻に、非生の生を現じ給ひて、また弘安五年壬午十月十三日辰刻に、非滅の滅を唱へ給ふ洵に不思議の身輪誰れ

か之を争はん知んや末法の時代弊惡を淘汰改鑄し此の南無妙法蓮華經の一つの妙道正義の下に總へ攝めて諸の愚痴罪惡の中より救ひ出し給ふ本佛直瀉の大慈光なるおや其の六十年の御生涯世界史上に曾つて比ひなき大迫害大艱難を忍ばさせ給ふ聖儀鴻化は全く末法の唱導師本化上行の再誕南無聖祖日蓮大薩埵より傳へられたる法界唯一の最大至乘本門壽量の文底秘沈の大法南無妙法蓮華經の事の一念三千の法門是なり

◎午歳の御聖訓

○人身篇通説の一節

○至信口唱の功德諸經に超過の事

縮刷二二二 總在一念鈔云 御作正嘉二年戊午 聖壽三十七歳

—(午)—

○問て云く一文不通の男女

「問て云く一文不通の愚人南無妙法蓮華經と唱ては何の益か有んや答ふ文盲にして一字を覺悟せざる人も信を至して唱へたてまつれば身口意の三業の中には先づ口業の功德を成就せり若し功德成就すれば佛の種子をむねの中に收て必ず出離の人と成る也此經の諸經に超過する事は誹謗すら尙逆縁と説く不輕輕毀の衆是也何に況んや信心を致す順縁の人をや故に傳教大師の云く信謗彼此決定成佛等と云云」

○批判篇學匠に約する一節

○眞の實語輕語の事
縮刷六五二 善無畏三藏鈔云(師恩報酬鈔) 御作文永七年庚午 聖壽四十九歳

對告衆(後日仲)

「假令ひ強言なれども人をたすくれば實語輕語なるべし設

○假令ひ強言なれども

—(午)—

○順逆二縁

しらぬ舍人を付て候ては覺束なくおばえ候罷り歸候はん
まで此の舍人をつけおき候はんご存じ候そのやうを御存
知のために申し候。

○行法篤信
仰の一節

○信力に依て成佛すべき事

波木井殿御書云(真南部氏等書)御作弘安五年壬午 聖壽六十一歳

(一)日蓮は
日本第一の
法華經の行
者

日蓮は日本第一の法華經の行者也日蓮が弟子檀那等の中

に日蓮より後に來り給ひ候は、梵天帝釋四大天王閻魔法

皇の御前にても日本第一の法華經の行者日蓮房が弟子檀

那なりと名乗つて通り給ふべし此法華經は三途の河にて

は船となり死出の山にては大白牛車となり冥途にては燈

ごなり靈山へ參る橋也靈山へましまして良の廊にて尋ね

させ給へ必ず待ち奉るべく候但し各々の信心に依るべく

—(午)—

(二)靈山御
契約
(三)三途河
の船
(四)冥途の
燈火

(五)二心の
嚴誠

—(午)—

候信心だも弱くばいかに日蓮が弟子檀那ご名乗らせ給ふ
ともよも御用ひは候はじ心に二つましまして信心だに弱
く候は、峯の石の谷へ轉び空の雨の大地へ落つるご思食
せ大阿鼻地獄疑ひあるへからず其時日蓮を恨みさせ給ふ
な返々も各の信心に依るべく候。

◎午歳の御書目

寛元四年丙午 聖壽二十五歳

○師子頰王鈔 縮刷三五

正嘉二年戊午 聖壽三十七歳

○一代聖教大意 縮刷一七五

○十如是事 縮刷二〇二

○總在一念鈔 縮刷二二二

文永七年庚午 聖壽四十九歳

○真間釋迦御供養透狀 縮刷六三三

○大豆御書 縮刷六三四

○一念三千理事

○一念三千法門

縮刷一九七

縮刷二〇五

○大豆御書

縮刷六三四

○金吾殿御返事	同	六三四	○宮木殿御返事	同	六三七
○善無畏三藏鈔	同	六三七	○眞言七重勝劣	同	六五二
○眞言天台勝劣事	同	六六〇			
弘安五年壬午 聖壽六十一歳					
○四條金吾殿御返事	縮刷	二〇九一	○春初御消息	縮刷	二〇九二
○伯耆公御房	同	二〇九四	○法華證明鈔	同	二〇九五
○治病大小權實達目	同	二〇九八	○波木井殿御報	同	二一〇四
○日蓮一期弘法	同	二一〇五	○日朗御讓狀	同	二一〇六
○波木井殿御書	同	二一〇七			

已上二十二通

◎午歳の聖箴警句

「南無妙法蓮華經と申せば法華經を覺て如法に一部をよみ奉るにてある也。」(十如是事)

「本迹は只久近の異にして其法體全く異ならず是を以て天台釋して云く本迹殊なりと雖も不思議一也。」(總在一念鈔)

—(午)—

(一)南無妙法蓮華經と申せば

(二)本迹は只久近

—(午)—

(三)日蓮は安房國

(四)先づ此國の大王を

(五)日蓮が法門

(六)春の始の御悦び

(七)春の始

(八)法華經に又二經

「日蓮は安房の國東條片海の石中の賤民が子也。威徳なく有徳のものにあらず。」(善無畏鈔)

「先づ此國の大王を敬て後に佗國の王をば敬ふべし。天照太神正八幡宮等は我國の本主也。」(同鈔)

「日蓮が法門を假染にも毀るは糞犬が獅子王をほえ。癡猿が帝釋を笑ふに似たり。」(同鈔)

「春の始の御悦びは月の満るが如く。潮のさすが如く。草のかむが如く。雨のふるが如し。思食すべし。」(四條金吾殿返事)

「春の初の御悦び木に花のさくが如く。山に草の生るが如し。我も人も悦び入つて候。」(春初御消息)

「法華經に又二經あり。所謂迹門と本門となり。本迹の相違は水火天地の違目也。」(治病大小權實達目)

(九)日蓮は日本の大難を拂ひ

御聖訓之系

日蓮は日本の大難を拂ひ國を持つべき日本國の柱也(波木井殿御書)

—(午)—

配本化妙親御聖訓之葉卷之七終

配本化妙親御聖訓之葉卷之八

第八篇

◎未歲之卷

聖祖日蓮大薩埵六十一年鴻化中に於ける第五回の未歲

一、後堀河院 貞應癸未 聖壽二歲

二、四條院 嘉禎元乙未 聖壽十四歲

清澄寺に在り

三、後深草院 寶治元丁未 聖壽二十六歲

洛中洛外の名僧智識を訪ふて大に議論を上下す。堯舜禹王抄を著す。北條時頼三浦泰村を頼朝の法華堂に攻めて滅す。北條重時將軍家の別當と成る。山徒興福寺を襲ふ。

四、同院 正元元己未 聖壽三十八歲

御聖訓之系

—(未)—

鎌倉に在りて逆化折伏の法門愈々秋霜烈日の如し。守護國家論十法界事念佛追討等の諸篇を著す。

五、龜山院 文永八辛未 聖壽五十歳

六月聖祖極樂寺の良觀と祈雨を角し強折伏す。七月僧行敏に書を送りて又之を屈辱す。良觀行敏を首め諸宗の讒誣によりて官之を議す。曰く日蓮事を佛法に托して屢國家を亂す其罪大辟に當れりと。九月十二日執權時宗其の宰相綱をして靈祖を捕へて龍の口に斬らしむ然るに奇異ありて之れを免る。十五日改めて佐渡に謫す。十月九日寶塔偈の口訣を記し日朗に與へ。十日を以て出發す二十一日越後の寺泊に着し二十七日解纜して二十八日佐渡の松崎に着し。十一月朔大野塚原の尸陀林中の一小宇に籠居す。而し阿佛房夫妻の歸頼を得て能く生命を盡なからしむ。又著書多し。

『九月高麗より蒙古襲來の企謀ありと告げ來る。更に蒙古使趙良弼既に發せしを報じ來る。勅使伊勢大廟に難を奉す』。

已上第五回の未歳を出家前後に分けると。出家前が一回に後が四回となる。更に開宗前後に分けると。開宗前が三回に後が二回となる。又佐前佐後に分ける。佐渡前が四回に後が一回

—(未)—

—(未)—

となる。乃ち聖祖躬自ら其本地を冥感ましましたるは第五回最後の未歳の九月十二日龍の口御法難の聖日である。而して剎頸場裡に天地一體の妙理を開發し。凡身の日蓮にあらざる大自覺大自信を證悟せり。人間の日蓮は龍の口刑場に終れり。靈格の日蓮は今この佐渡の雪中にあり。法門もまた佐渡前は佛の爾前經の如く未顯眞實に似たり。佐渡後は釋尊の法華經の如く要當說眞實に等し。聖祖の曰く日蓮といへるものは今年文永八年九月十二日子丑の刻相州の龍の口にて頸を剎られ畢んぬ。これは魂魄この佐渡が島に渡り來つて釋尊付囑の菩薩に生れ替りしぞ。等云云

◎未歳の御聖訓

○行法篇總要の一節

(一)心に念三千を觀せざれども
(二)法華經を行する功德

—(未)—

○得益篇相對の一節

○法華經を信ずるは易行なる事

縮刷二三〇 守護國家論云 御作正元元年己未 聖壽三十八歲

一心に一念三千を觀ぜざれども偏く十方法界を照す者也此等の徳は偏に法華經を行ずる者に備はれる也是の故に法華經を信ずる者は設ひ臨終の時心に佛を念せず口に經を誦せず道場に入らざれども心無くして法界を照し音無くして一切經を誦し卷軸を取らずして法華經八卷を拳る徳これ有り是れ豈に權教の念佛者の臨終正念を期して十念の念佛を唱んと欲するものに百千萬倍勝るゝの易行にあらずや

○五節供の次第の事

縮刷六六七 秋元殿御返事云 御作文永八年辛未 聖壽五十歲

—(未)—

(一)先づ五節供の
(二)正月は
(三)三月は
(四)五月は
(五)七月は
(六)九月は
(七)諸天の加護

○佛陀篇應現の一節

先づ五節供の次第を案ずるに妙法蓮華經の五字の次第の祭り也正月は妙の一字のまつり天照太神を歳の神とす三月三日は法の一字のまつり也辰を以て神とす五月五日は蓮の一字のまつり也午を以て神とす七月七日は華の一字の祭り也申を以て神とす九月九日は經の一字のまつり成を以て神とす此の如く心得て南無妙法蓮華經と唱へさせ給へ現世安穩後生善處疑ひなかるべし法華經の行者をば一切の諸天不退に守護すべき經文分明也經の第五に云く諸天晝夜に常に法の爲めの故に而も之を衛り護る云云又云く天の諸の童子以て給使を爲し刀杖も加へず毒も害するること能はず云云

○壽量品は一切經の魂魄の事

縮刷六六九
壽量品得意鈔云

御作文永八年辛未
四月十七日

聖壽五十歲

對告衆天

博士安部大
學助晴長

(一)一切經
の中に此壽
量品

一切經の中に此の壽量品ましまさずは天に日月無く國に
大王なく山海に玉なく人にたましる無んがごとしされば
壽量品なくしては一切經いたづらごととなるべし根無き草
はひさしからず源なき河は遠からず親無き子は人にいや
しまる所詮壽量品の肝心南無妙法蓮華經こそ十方三世の
諸佛の母にて御坐し候

(二)諸佛の
母
○行法篇安
心の一節

○娑婆即寂光の事

縮刷六八九
四條金吾殿御消息云 御作文永八年辛未

聖壽五十歲

(三)今度法
華經の行者
として

今度法華經の行者として流罪死罪に及ぶ流罪は伊東死罪
は龍の口相州の龍の口こそ日蓮が命を捨たる處なれ佛土

(未)

(二)值難佛
土

(三)七處の
道場

○行法篇總
要の一節

に劣へしや其故はすでに法華經の故なるがゆるるなり經に
云く十方佛土中唯有一乘法と此意なるべき歟此經文に一
乘法と説き給は法華經の事也十方佛土の中には法華經よ
り外は全くなきなり除佛方便説と見えたり若し然らば日
蓮が難にあふ所ごとく佛土なるべき歟娑婆世界の中には
日本國日本國の中には相模の國相模の國の中には片瀨片
瀨の中には龍口に日蓮が命をとめおく事は法華經の御
故なれば寂光土とも云べき歟神力品に云く若於林中若於
園中若山谷曠野是中乃至而般涅槃とは是れ歟

○法華經色讀心讀の二法に亘る事

縮刷六五九
土籠御書云 御作文永八年辛未 聖壽五十歲 對告衆
師孝聖者日

(一) 日蓮は明日佐渡の國へまかるなり今夜の寒に付ても半の
 (二) 此書は師弟恩愛の極致なるに
 (三) 色心の二法

—(未)—

御聖訓之衆
 日蓮は明日佐渡の國へまかるなり今夜の寒に付ても半の中
 のありさま思ひ遣れて痛しくこそ候へ。あはれ殿は法華
 經一部を色心二法共に遊したる御身なれば父母六親一切
 衆生をも助け給へべき御身也。法華經を餘人の讀み候は口ば
 かり言葉ばかり讀ごも心は讀ず。心は讀ごも身には讀ず。色
 心二法共に遊されたるこそ貴候へ。天諸童子以爲給使刀杖
 不加毒不能害と説かれて候へば別の事はあるべからず。籠
 をばし出させ給候は、急速來り給へ見たてまつり見えた
 てまつらん。已上

十月九日

日

蓮花押

筑後殿

—(未)—

◎未歳の御書目

實治元年丁未 聖壽二十六歲	縮刷	三五			
○堯舜禹王鈔					
正元元年己未 聖壽三十八歲	縮刷	二二〇	○念佛者追放宣狀事	縮刷	二七二
○守護國家論	縮刷	二八七	○爾前二乘菩薩不作佛事	縮刷	二九六
○十法界事					
文永八年辛未 聖壽五十歲	縮刷	六六七	○壽量品得意鈔	縮刷	六六九
○秋元殿御返事			○月滿御前御書	同	六七二
○四條金吾女房御書	同	六七四	○四條金吾御書	同	六七九
○十章鈔	同	六八二	○行敏訴狀御會通	同	六八三
○行敏御返事	同	六八九	○土木殿御返事	同	六八八
○四條金吾殿御消息	同	六八七	○五人土籠御書	同	六九五
○一昨日御書	同	六九七	○此經難持十三箇條秘訣	同	六九六
○寺泊御書	同	七〇一	○富木入道殿御返事	同	七〇二
○佐渡御勘氣御書	同	七〇四	○早勝問答	同	七二九
○秀句十勝鈔					

已上二十五通

御聖訓之衆

二三五

◎未歳の聖箴警句

(一)世間の善悪

「世間の善悪は眼前に在れば、愚人も之を辨ふ可し。佛法の邪正師の善悪に於ては、證果の聖人すら尙ほ之を知らず。況んや末代の凡夫に於ておや。」(守護國家論)

(二)是惡業等は

「是惡業等は唯能く身を破りて心を壞る事あたはず。惡知識は二俱に壞るが故に。」(同論)

(三)若し本門顯れ

「若し本門顯れ已ぬれば、迹門の佛因は即本門の佛果なるが故なり。」(千方界事)

(四)法華經は

「法華經は日月と蓮華となり。故に妙法蓮華と名づく。日蓮又日月と蓮華との如くなり。」(四條金吾女房御書)

(五)世を安じ

「世を安じ國を安ずるを忠と爲し、孝と爲す。」(昨日御書)

—(未)—

(六)日蓮は

「日蓮は日本東夷東條安房の國海邊の旃陀羅が子也。徒らに朽ん身を法華經の御故に捨てまゐらせん事、あに石に金をかふるにあらずや。」(佐渡御勸氣鈔)

(七)天台傳教

「天台傳教は粗釋し給へども、之を弘め殘せる一大事の秘法を、此國に初て之を弘む。日蓮豈に其の人に非ずや。」(富木入道)

(八)法華經に

「法華經に十七種のあり。これ通名なり。別名は三世の諸佛皆南無妙法蓮華經とつけさせ給しなり。」(十章鈔)

(九)末法に入ては

「末法に入ては、此日本國には、當時は日蓮一人見え候か。」(轉重輕受法門)

(十)過去の不輕品は

「過去の不輕品は、今の勸持品。今の勸持品は、過去の不輕品也。今の勸持品は、未來不輕品たるべき也。其時日蓮は即ち不輕菩薩たるべし。」(寺泊御書)

—(未)—

—(未)—

本化妙觀 御聖訓之葉卷之八終

—(申)—

本化妙觀 御聖訓之葉卷之九

第九篇

◎申の歳卷

聖祖日蓮大薩埵六十年鴻化中に於ける第五回の申歳

一、後堀河院 元仁元甲申 聖壽三歳

『鎌倉執權北條義時卒す。子泰時職を嗣ぐ。時盛時氏京師にありて南北の兩六波羅に居る親鸞この時に淨土真宗を開く』

二、四條院 嘉禎二丙申 聖壽十五歳

清澄寺に在り

三、後深草院 寶治二戊申 聖壽二十七歳

南都の六宗を歴遊し紀州の高野山に攝州の天王寺に到る所日夜その秘奥を研究し経藏を涉獵す。

○年愛國愛想
法祖の心一血を
注いで見奮を
の異録倉政
著へし奉りし
府文に元の
は年號をあり
深くし之を思

四、龜山院 文應元年庚申 聖壽三十九歲

七月十六日立正安國論を宿屋光則に因りて前の執權北條時頼に呈す。八月廿七日兎徒あり夜に乗じて松葉谷の草庵を焼く。聖祖逃れて下總の宮木氏に依る。同氏の新堂に説法す又鬼子母神を刻して同氏に與ふ。曾谷教信等來りて檀越となり。又た台徒某受戒す之を日興となす。十法界明因果抄唱法華題目抄一代五時圖三界合文後五百歳合文日本真言宗事の諸書を著す。

『病災年を逾て輟す。天變地異ますく人心恟々たり。四月十三日鎌倉大火』。

五、龜山院 文永九壬申 聖壽五十一歲

佐渡の配所にあり。正月十六日諸宗と問答して悉く之を説破す。新月開目鈔を著して四條氏に示す。四月七日石田郷一谷に移り八日夜半に本門戒を唱へて最速に授け。其他草木成佛口決祈禱鈔著書多く。消息の執筆ますく健を加ふ。島中の敵その志を翻へして歸するもの多し『京師に南北兩六波羅の戰鬪ありて北條時輔殺され。鎌倉また一門の騒亂ありて北條時殺さる』。

已上第五回の申歳を出家前後に分けると出家前が一回に後

が四回となる更に開宗前後に分けると開宗前が三回に後が二回となる又佐前佐後に分けると佐渡前が四回に後が一回となるさて第四回の申歳は國家諫曉の當年にして時の奉行宿屋光則の手を経て前の執權北條時頼に立正安國論を呈す奉行光則に對して諫て曰く國を治め民を安せん欲せば禪宗ご念佛者を失ひ給へと諫奏せらるべし若し此諫を納れずんば必ず他國に責めらるべしご苦言切諫し蒙古襲來國家の危急を未前に豫言し給ふ是れぞ天下諫言の第一なる又た第五最終の申歳は聖祖自ら靈山別付の大導師本化上行なることを示し給ひて弟子檀那併せて四衆の智眼を發かしむる爲め開目鈔上下二卷を著し給へり著書執筆益々健を加ふ。

◎申歳の御聖訓

○信仰の寸心を改めて實乗の一善に歸する事

縮刷三七三 立正安國論云 御作文應元年庚申 聖壽三十九歲

對告衆北條時頼

「悲い哉皆正法の門を出て深く邪法の獄に入ると愚なる矣。各惡教の網に懸て鎮に誘教の網に纏はると此朦霧の迷に依て彼の盛焰の底に沈む豈に愁へざらむ哉豈に苦しからむ哉汝早く信仰の寸心を改めて速に實乗の一善に歸せよ。然ば則ち三界は皆佛國也佛國其れ衰へむ哉十方悉く寶土也寶土何ぞ壞れむ哉國に衰微無く土に破壊無くむば身は是れ安全にして心は是れ禪定ならむ此詞此言信ず可し崇

—(申)—

○行法篇道義の一節愛國の聖片

(一) 悲い哉皆正法の門を出て

(二) 速に一善に歸せよ

(三) 三果は佛國

(四) 十方悉く寶土

(五) 身は安全心は禪定

○訓育篇

—(申)—

(一) 妙法華經と唱へ

(二) 生死大事の血脈

む可し

○血脈相承の事

縮刷七四五 生死一大事血脈鈔云 御作文永九年壬申 聖壽五十一歲

對告衆最蓮房日淨

「妙法蓮華經と唱奉る處を生死一大事の血脈とは云ふ也此事但日蓮が弟子檀那等の肝要也法華經を持つとは是也所詮臨終只今にありと解て信心を致して南無妙法蓮華經と唱る人を是人命終爲千佛授手令不恐怖不墮惡趣と説れて候悦しい哉一佛二佛にあらず百佛二百佛にあらず千佛まで來迎し手を取り給はん事歡喜の感涙押へ難し法華不信の者は其人命終入阿鼻獄と説れたれば定て獄卒迎へに來て手を取り候はんずらん淺猿々々十王は裁斷し俱生神

(三)三世の生死

(四)水魚の思
(五)異體同心

○行法篇道義の聖片愛

は呵責せん歟。今日蓮が弟子檀那等南無妙法蓮華經と唱ん程の者は千佛の手を授け給はん事譬ば菴夕顔の手を出す
 が如くご思食せ過去に法華經の結縁強盛なる故に現在に
 此經を受持す未來に佛果を成就せん事疑ひある可らず過
 去の生死現在生死未來の生死三世の生死に法華經を離れ
 切れざるを法華の血脈相承とは云ふ也。謗法不信の者は即
 斷一切世間佛種とて佛に成へき種子を斷絶するが故に生
 死一大事の血脈之れ無き也。總じて日蓮が弟子檀那等自他
 彼此の心なく水魚の思を成して異體同心にして南無妙法
 蓮華經と唱奉る處を生死一大事の血脈とは云ふ也。然も今
 日蓮が弘通する所の所詮是れ也。

○三大誓願の事

(申)

(一)善につけ
け惡につけ
(二)大願を
立ん

(三)日本の
注
(四)日本の
眼目
(五)日本の
大船

○本尊篇本
佛の三輪に
約する一節

(一)誓は父
母和合して

縮刷八二六
開目鈔下卷云

御作文永九年壬申

聖壽五十一歳

善につけ惡につけ法華經をすつるは地獄の業なるべし。大願を立ん日本國の位をゆづらむ法華經をすて、觀經等について後生を期せよ。父母の頸を刎ん念佛申さずば。なんごの種々の大難出來すとも智者に我義やぶられずば用じとなり。其外の大難風の前の塵なるべし。我日本の柱ならむ我日本の眼目とならむ。我日本の大船ならむ等と誓ひし願やぶるべからず。

○凡夫即極の重の事

縮刷八五九
日妙聖人御書

御作文永九年壬申

五月 聖壽五十一歳

對告衆日頂母妙常日妙

誓は父母和合して子をうむ子の身は全體父母の身なり誰

(二)唱題の功德

(三)堯舜の二王位を民に譲る

○發心篤感 應の一節

か是を諍ふべき牛王の子は牛王也いまだ師子王ならず。師子王の子は師子王なるいまだ人王天王等ならず。今法華經の行者は其中衆生悉是吾子と申て教主釋尊の御子なり。教主釋尊の如く法王ならん事難かるべからず。但し不孝の者は父母の跡をつがず。堯王には丹朱と云ふ太子あり。舜王には商均と申す王子あり。二人共に不孝の者なれば父の王にすてられて現身に民となる。重華と禹とは共に民の子なり。孝養の心深かりしかば堯舜の二王召て位をゆづり給き。民の身忽に玉體にならせ給き。民の現身に王となると申す是れなり。

○法華の行者の祈の叶ぬ事はある可さる事

—(申)—

—(申)—

(一)大地は指さば外るとも (二)法華の力用

(三)行者の不實

(四)臭袋と金

(五)持戒は市の虎 (六)智者は驕角

縮刷八九四

祈禱鈔云 御作文永九年壬申

聖壽五十一歳

大地はさゝば外とも虚空をつなく者はありとも。潮の満干ぬ事はありとも。日は西より出るとも。法華經の行者の祈のかなはぬ事はあるべからず。法華經の行者を諸の菩薩人天八部等、二聖、二天、十羅刹女等、千に一も来てまもり給はぬ事侍らば。上は釋迦諸佛をあなづり奉り下は九界をたばらす。失あり行者は必ず不實なりとも。智慧はをろかなりとも。身は不淨なりとも。戒徳は備へずとも。南無妙法蓮華經と申さば必ず守護し給へし。袋きたなとして金を捨る事なかれ。伊蘭をにくまば梅檀あるべからず。谷の池を不淨なりと嫌は、蓮を取らざるべし。行者を嫌ひ給は、誓を破り給ひな。ん正像既に過ぎぬれば持戒は市の中の虎の如し。智者は驕

角よりも希ならん。月を待までは燈を燃へし寶珠のなき處には金銀も寶なり。白鳥の恩をば黒鳥に報ずべし。聖僧の恩をば凡僧に報ずべし。ごくごく利生をさづけ給へと強盛に申ならばいかでか祈りのかなはざるべき。

◎申歳の御書目

文應元年庚申 聖壽三十九歳

○災難對治鈔	縮刷	二九九	○十法界因果鈔	縮刷	三〇九
○唱法華題目鈔	同	三二二	○立正安國論廣本	同	三四七
○立正安國論	同	三七三	○一代五時圖	同	三九二
○今此三界合文	同	三九九	○後五百歳合文	同	四〇四
○日本真言宗事	同	四〇七			
文永九年壬申 聖壽五十一歳					
○法華淨土問答鈔	縮刷	七三八	○生死一大事血脈鈔	縮刷	七四二
○草木成佛口決	同	七四五	○開目鈔上	同	七四七
○開目鈔下	同	七八四	○阿佛房御書	同	八二五

(一) 國亡び人滅せば
 (二) 彼の萬祈を
 (三) 先づ生前を
 (四) 一念三千の法門

○最遠房御返事	同	八三六	○得受職人功德法門鈔	同	八四二
○同生同名御書	同	八四九	○四條金吾殿御返事	同	八五一
○真言諸宗遠目	同	八五五	○日妙聖人御書	同	八五九
○辨殿御消息	同	八六五	○真言見聞	同	八六六
○四條金吾殿御返事	同	八七七	○八宗遠目鈔	同	八八四
○下方佗方齋住菩薩事	同	八九二	○祈禱鈔	同	八九四
○經王御前御書	同	九一二			

已上三十通

◎申歳の聖箴警句

「國亡び人滅せば佛を孰か崇むべき。」立正安國論
 「彼の萬祈を修せんより此の一凶を禁ぜんにはしかじ」
 「先づ生前を安んじて更に没後を扶けん」同 論
 「一念三千の法門は但法華經の本門壽量品の文の底にしづ

(五)日蓮が法華經の智解は

(六)父を捨て

(七)此經は

(八)愚人に譽られ

(九)法華經を誹謗

—(申)—

めたり。爾日鈔

「日蓮が法華經の智解は天台傳教には千萬が一分も及ぶ事なけれども難を忍び慈悲のすぐれたる事はをそれをも懐きぬべし」同鈔

「父を捨て王に參るは孝の至り也」同鈔

「此の經は内典の孝經也」同鈔

「愚人に譽られたるは第一のはぢなり」同鈔

「法華經を誹謗する師をば惡師邪師と知て是に親近すべからざる者也」最蓮房御返事

本化妙觀 御聖訓之栞卷之九終

本化妙觀 御聖訓之栞卷之十

第十篇

◎西歳の卷

聖祖日蓮大薩埵六十一年鳩化中に於ける第五回の西歳

一、後堀河院 嘉祿元乙酉 聖壽四歳
『大江廣元卒す。尼將軍政子卒す。吉水和尙入寂す。』

二、四條院 嘉禎三丁酉 聖壽十六歳
十月十八月道善によりて薙髮受戒し。名を蓮長と授かり是生と號す。焉にありて既に事相教相に通じ。正に遊學の志あり。

三、後深草院 建長元巳酉 聖壽二十八歳
再び叡山に在りて苦學す。諸願成就鈔を著す。

—(酉)—

四、龜山院 弘長元年辛酉 聖壽四十歲

二月武州恩田に往き吉田兼益に會し神通の秘奥を問ふ。五月十二日北條重時の命により其子長時捉へられて伊豆の伊東に竄せらる。又伊東朝高の狂疾を醫して釋尊を得たり隨身佛と稱する者是也。配所に信徒を得ること多く。善神擁護鈔等を著す。
『鎌倉の大旱凶饑。秋八月北條重時卒す。』

五、龜山院 文永十癸酉 聖壽五十一歲

佐渡の配所に在り。塚原より一の谷に移さる稍々小康を得たり。四月觀心本尊鈔を著し宗教を明にし又始めて本尊を圖す之を佐渡始願の本尊と云ふ。如說修行鈔顯佛未來記當體義鈔等の諸書を著す。

己上第五回の酉歳を出家前後に分けると出家前が一回に後が四回となる。更に開宗前後に分けると開宗前が三回に後が二回となる。又佐前佐後に分けると佐渡前が四回に後が一回となる。さて聖祖が伊豆の伊東の御法難は慥に第四回の酉歳の五月十二日聖壽四十歳の御時なりき。佐渡が島佐渡が島は

我が聖祖の爲に佛天讚歎の本地となり二千年の雲に隠れし出世の一大事こゝに顯はれ正像末の三時を貫きし久遠の全象こゝに顯はれ本化別頭付囑の秘匣こゝに啓かれて閻浮提第一の未曾有の大曼荼羅こゝに顯はれぬ實に最後第五回の酉歳の四月二十有五日綠陰深き處一大聖典は筆せられぬ是を如來滅後五々百歲始觀心本尊鈔となす知らず佐渡が島はた、文永八年の十月以來文永十一年の三月以前前後四年二十八個月の間約佛約法のこの聖祖日蓮を現在に載たる一事は、八十萬億耶由陀の菩薩を宿せしにも勝りて重く其の光輝は此島の名物として長へに無盡藏の黄金を掘出すよりも更に遙に十方界を照すべき廣大無邊の光耀となりぬ。此佐渡島。

◎西歳の御聖訓

○教法篇法
譬の一節

(一)抑も法
華經の如波
得船と申は

—(西)—

(二)以信得
入

(三)此船に
乗る行者日
蓮が弟子檀
那

○如渡得船の事

縮刷四 ○ 椎地四郎殿御書云 御作弘長元年辛酉 聖壽四十歳

抑も法華經の如渡得船の船と申す事は教主大覺世尊功智無邊の番匠として四味八教の材木を取集め正直捨權さけづりなして邪正一如ときり合せ醍醐一實の釘を丁とうつて生死の大海へおしうかへ中道一實のほばしらに界如三千の帆をあげて諸法實相の追風を得て以信得入の一切衆生を取のせて釋迦如來は楫を取り多寶如來は綱手を取給へば上行等の四菩薩は函蓋相應してきりきりと漕ぎ給ふ所の船を如渡得船とは申す也是にのるべき者は日蓮が弟

○本尊篇總
要の一節

(一)今本地
はの娑婆世界

—(西)—

(二)本國土
妙の活釋四
五の法體實
に法量一文
の法體一文
三千の形念

(三)事一
三千の形念
爲の形念
本尊の式
本文なり

子檀那等也能を信じさせ給へ

○四十五字の法鉢の事

縮刷九二八 觀心本尊鈔云 御作文永十年癸酉

聖壽五十二歳

今本地の娑婆世界は三災を離れ四劫を出たる常住の淨土なり佛既に過去にも滅せず未來にも生せず所化以て同鉢なり此即ち己心の三千具足三種の世間也(已上四字)迹門十四品に未だ之を説かず法華經の内に於ても時機未熟の故なるか此本門の肝心の南無妙法蓮華經の五字に於ては佛猶ほ文珠藥王等にも之を付囑し給はず何に況んや其已下おや但地涌千界を召して八品を説て之を付囑し給ふ其本尊の爲鉢本地の娑婆の上に寶塔空に居し塔中の妙法蓮華經の左右に釋迦牟尼佛多寶佛釋尊の脇士上行等の四菩薩文

(四)本文二種の本文あり種の本尊あり一には二佛並座に八品の儀式但八品の限るは文法本所囑の法體化一の尊四本尊の形像本尊未法に佛來出入して佛像出現の文

○行法篇弘通の一節

(一)かゝる時刻に日蓮

御聖訓之衆

珠彌勒等の四菩薩は眷屬として末座に居し迹化他方の大
小の諸菩薩は萬民の大地に處して雲閣月卿を見るが如し
十方の諸佛は大地の上に處し給ふ迹佛迹土を表する故也
是の如きの本尊は在世五十餘年に之れ先し八年の間だ但
八品に限る正像二千年の間は小乗の釋尊は迦葉阿難を脇
士と爲し權大乘并びに涅槃法華經の迹門等の釋尊は文珠
普賢等を以て脇士と爲す此等の佛を正像に造り畫ども未
だ壽量品の佛ましまさず末法に來入して始めて此佛像出
現せしむ可き歟

○天下萬民諸乘一佛乘に歸する事

縮刷九六六 御作文永十年癸酉 聖壽五十三歲
如說修行鈔云 五月

「がゝる時刻に日蓮佛勅を蒙りて此土に生けるこそ時の不

(二)強敵を忍んで折伏を行するは伏を國土の災難を攘はん爲なり

(三)聖祖の希望

(四)世界安穩

祥なれ法王の宣旨背きがたければ經文に任せて權實二教
の軍を起し忍辱の鎧を著て妙教の劍を提げ一部八卷の肝
心妙法五字の旗を指上て未顯眞實の弓をはり正直捨權の
箭をはげて大白牛車に打乘て權門をかつば破りかきこ
へおしかけこへおしよせ念佛眞言禪律等の八宗十宗の
敵人をせむるに或はにげ或はひきしりぞき或は生取れし
者は我弟子となる或はせめ返しせめおとしすれどもかた
きは多勢也法王の一人は無勢也今に至て軍やむ事なし法
華折伏破權門理の金言なれば終に權教權門の輩らを一人
もなくせめをこして法王の家人となし天下萬民諸乘一佛
乗と成て妙法獨り繁昌せん時萬民一同に南無妙法蓮華經
と唱へ奉らば吹く風枝をならさず雨壤を碎かず代は義農

御聖訓之衆

の世となりて今生には不祥の災難を拂ひ長生の術を得。人法共に不老不死の理顯れん時を各々御覽ぜよ現世安穩の證文疑ひ有る可からざる者也。

○三國四師の事

顯佛未來記云 御作文永十年癸酉 聖壽五十三歲

○行法篤信 仰の一節
（一）幸哉一生の内
（二）聖門は下有
の行門は下有
相行念の妙
門を開き臨
終を期して
本具の妙體
を修顯す
を家は曰心
を觀じて本
具の妙體を
開覺するを
以て觀智を
行法とす別
を克く識別

—(酉)—

して聖門の
有相信念行
の妙旨を開
却する勿れ

—(酉)—

○人身篤事 具の一節

（一）正眞に 方便を捨て
（二）三徳と 三徳

に於て能く此經を説かん是則ちこれ難し等云云傳教大師云く淺きは易く深きは難しと釋迦の所判なり淺きを去て深に就は丈夫の心也天台大師は釋迦に信順し法華宗を助けて震旦に敷揚し叡山の一家は天台に相承し法華宗を助けて日本に弘通す等云云安州の日蓮は恐くは三師に相承し法華宗を助けて末法に流通す三に一を加へて三國四師と號く南無妙法蓮華經。

當體蓮華佛の事

縮刷九八八 當體義鈔云 御作文永十年癸酉 聖壽五十三歲

正直に方便を捨て但法華經を信じ南無妙法蓮華經と唱ふる人は煩惱業苦の三道法身般若解脱の三徳と轉じて三觀三諦即一心に顯はれ其人の所住の處は常寂光土也能居所

御聖訓之榮
二六〇
居身土色心俱體俱用無作三身の本門壽量の當體蓮華の佛
こは日蓮が弟子檀那等の中の事也是即ち法華の當體自在
神力の顯す所の功能なり敢て之を疑ふ可からず之を疑ふ
可からず。

◎西歳の御書目

- 建長元年己酉 聖壽二十八歳 縮刷 三八
- 諸願成就鈔
- 弘長元年辛酉 聖壽四十歳 縮刷 四一〇
- 推地四郎殿御書
- 善神擁護鈔
- 文永十年癸酉 聖壽五十二歳 縮刷 四一五
- 祈禱經送狀
- 妙法曼陀羅供養事
- 觀心本尊鈔副狀
- 義淨房御書
- 同 九二五
- 同 九五七
- 同 九六五
- 同 四一〇
- 同 四一五
- 同 四一五
- 同 四一五
- 同 九一七
- 同 九二八
- 同 九五八
- 同 九六六
- 同 四二二
- 同 四一五
- 同 四一五
- 同 九一七
- 同 九二八
- 同 九五八
- 同 九六六

- 顯佛未來記 同 九七三
- 波木井三郎殿御返事 同 九八〇
- 辯殿尼御前御書 同 九八七
- 當體義鈔送狀 同 一〇〇〇
- 阿耨跋法滅罪鈔 同 一〇二一
- 富木殿御返事 同 九七九
- 經王殿御返事 同 九八五
- 當體義鈔 同 九八八
- 小乘大乘分別鈔 同 一〇〇一

已上二十二通

◎西歳の聖箴警句

今末法に船守の彌三郎と生れかはりて日蓮をあはれみ給ふ。たとひ男はさもあるべきに女房の身として食をあたへ洗足てうづ其外さも事ねんころな事日蓮はしらず不思議とも申すばかりなし。船守彌三郎許御書

二閻浮提第一の本尊を此國に立つ可し。觀心本尊鈔
天晴ぬれば地明かなり法華を識る者は世法をも得べき歎

(四)法華經の行者

〔法華經の行者をやしなふば慈悲の中の大慈悲の米穀なるべし〕〔諸法實相鈔〕

(五)如説修行

(六)いかに強敵

〔如説修行の行者は釋尊天台傳教の三人はさておき候ぬ末法に入ては日蓮並に弟子檀那等是也〕〔如説修行鈔〕

〔いかに強敵重なるごもゆめゆめ退する心なかれ恐るゝ心なかれ縦ひ頸をば鋸にて引き切り胸をば稜錐を以てつき足には鋭を打て錐を以て捫とも命のかよはんほごは南無妙法蓮華經南無妙法蓮華經と唱て唱へ死に死るならば〕

同鈔

〔若し日蓮無くんば佛語虚妄ならん〕〔願佛未來記〕

〔我言は大慢に似たれごも佛記を扶け如來の實語を顯さん〕

—(酉)—

(七)若し日蓮
(八)我言は大慢

(九)佛法必ず東土の

(十)佛の御心は

(十一)所詮妙法蓮華の當體

(十二)眞實の斷惑

(十三)凡そ妙法の五字は
(十四)妙樂の云く

(十五)行學の二道

—(酉)—

爲め也同記

〔佛法必ず東土の日本より出づ可き也〕同記

〔佛の御心は法華經也日蓮がたましひは南無妙法蓮華經にすぎたるはなし〕〔經王殿御返事〕

〔所詮妙法蓮華の當體は法華經を信する日蓮が弟子檀那等の父母所生の肉身是也〕〔當體義鈔〕

〔眞實の斷惑は壽量一品を聞きし時也〕同鈔

〔凡そ妙法の五字は末法流布の大白法也地涌千界の大士の付屬也〕同鈔

〔妙樂の云く智人は起を知り蛇は自ら蛇を知ると云云今日蓮も之を推して智人の一分とならん〕〔責阿謗法滅罪鈔〕

〔行學の二道を勵み候べし行學絶なば佛法は有るべがらず〕

御聖訓之奏

二六四

我も致し人をも教化候へ行學は信心より起るべく候力あらば一文一句なりとも談せ給へし諸法實相鈔

配本化妙觀十二支 御聖訓之葉卷之十終

配本化妙觀十二支 御聖訓之葉卷之十一

第十一篇

◎ 戌歳の卷

聖祖日蓮大薩埵六十一年鴻化中に於ける第五回の戌歳

一、後堀河院 嘉祿二丙戌 聖壽五歳

『藤原賴經將軍宣下。年甫て九歳』。

二、四條院 曆仁元戊戌 聖壽十七歳

鎌倉に赴き淨土念佛を大阿に學び。また禪律の碩學を歴訪して其宗義を問ふ。

三、後深草院 建長二庚戌 聖壽二十九歳

叡山苦學。

四、龜山院 弘長三癸戌 聖壽四十一歳

御聖訓之奏

二六五

御聖訓之萃

伊豆の配所に在り。四恩鈔、救機時國鈔、顯勝法鈔、上行口傳等を著す。伊豆の信徒益々加はる。

五、後宇多院 文永十一甲戌 聖壽五十三歳

二月、執權時宗君臣等、異夢を感し遂に議して赦さる。同十四日を以て赦牒を日朗に授く。三月八日之を聖祖に奉呈す。同十三日諸徒に別を告げ歸倉す。四月八日幕府に召されて法理を説き國難を警む。北條時宗贈るに宗牒を以てし又美田寺塔を以てす。喜すして去り甲州の身延山に入る。法華行者值難事、授職灌頂口傳鈔、法華取要鈔、異體同心事顯立直意鈔等を著す。

『十月蒙古襲來對馬壹岐の二島を蹂躪し我將士多く斃る。更に筑前博多を掠めて去る。』

龜山天皇讓位 御宇多天皇即位。

已上第五回の成歳を出家前後に分けると、出家前が一回に四が四回となる。更に開宗前後に分けると開宗前が三回に後が二回となる。又佐前佐後に分けると佐渡前が四回に後が一回となる。此の第五回の成歳の三月八日佐渡が島赦免となり其

の十三日諸徒に別を告げて歸倉せり。越えて四月八日執權北條時宗の台命を以て殿中に召し出しぬ。奉行頼綱顔を和げ儀を正し敬ひ視ること始にかはり俄かに懇懃の禮をもて迎へらる。みあぐる正面には智略膽勇一世を蓋へる天下の執權北條時宗其の一門の名族及天下の諸侯伯座に列なりぬ。頼綱の曰く念佛無間等の法門仰せ止めらるべく候か。聖祖の曰く猪金山を摺り衆流海に入り薪火を熾にし風求羅を増すが如し。王土に生る故に身をは随ひ奉雖も心をば随ひ奉らず念佛は無間禪は天魔の所爲敢て疑ふことなしと。兀たる其の靈格神姿。膽は甕の如しと世に唄はる。相模太郎北條時宗もいかに思けん座を起ち退きぬ。さて殿中へ召出されしより五日の後頼綱自邸に迎へ問て云く蒙古國は何の月日一定寄せ來るべき

や答て云く經文には月日を定むることなし天の御氣色は急に見たればよも今年を過ぐ可からずと頼綱の云く西の御門に御坊を造て愛染堂の別當と成し奉るべく候彼の御堂の寄進其の莊田一千町に及べり天下の御祈禱あるべきの由し仰せ出られ候と聖祖の云く別に御祈禱あるべからず只念佛眞言禪律等邪僧の御歸依を止め給ふべしこれ日蓮を敬ふにあらずして我が大法に恐れて諂ふなりと然して即ち座を立ち給ひ訖ぬ三たび天下を諫め給ふ是れ第三度なり此の戊歳の五月十二日鎌倉を去て甲州身延の山中に遁れ入り給へり。

◎戊歳の御聖訓

○法華の行者佛天守護の事

得益篇總要の一節

—(戌)—

(一)法華經をたばもつ人をば

(二)影の身にしたがふ

○發心推理の一節

(一)此品の肝要とは

縮刷四二九 行者佛天守護鈔云 御作弘長二年壬戌 聖壽四十一歲
 「されば法華經をたもつ人をば釋迦多寶十方の諸佛梵天帝釋日月四天龍神日本守護の天照太神八幡大菩薩人の眼ををしむごこく諸天の帝釋を敬ふがごとく母の子を愛するが如く守りおぼしめし給ふべき事影の身にしたがふ如くなるべし經文に云く諸天晝夜に常に法の爲の故に而も之を衛護し給ふと云々」

○十妙異なりと雖も一切功德の法門の事

縮刷〇二七 授職灌頂口傳鈔云 御作文永十一年甲戌 聖壽五十三歲

「此品の肝要とは釋尊の無作三身を明して弟子の三身を増進せしめんご欲す乃至此三身は無始本覺の三身なりと雖も且く五百塵點劫の成佛を立つ三身即三世常住なり今の

弟子始覺の三身も亦我が如く顯して三世常住無作を成ず可き也

次に此品の觀心とは妙法一心の如來壽量品なるが故に我等凡夫の一心なり一心即如來久遠の本壽本地無作の三身本極法身本因本果の如來也所居の土は常在靈山四土具足の本國土妙也又釋尊と我等とは本地一體不二の身也釋尊と法華經と我等との三者全體不思議の一法にして全く三の差別無き也されば日蓮の類並びに弟子檀那南無妙法蓮華經と唱る程の者は久遠實成の本眷屬妙也此人の所居の土は久遠實成の本國土妙也釋尊靈山淨土にして本地地涌の菩薩に授職灌頂して言く飢時の飲食寒時の衣服熱時の冷風昏時の睡眠皆是本有無作の無緣の慈悲にして利益あ

—(戌)—

(二)本地一體不二身

(三)三無差別

(四)本有無作の無緣の慈悲

—(戌)—

○本尊篇總要の一節

(一)問て曰く如來滅後

(二)本化の深學風廣且つ

らざることを無し仍て十妙異なりと雖も一切功德の法門也一念唯遠本壽量の妙果也
南無常寂光之本地無作三身即一之釋迦牟尼如來
南無久遠一念之如來壽量品
南無十方世界唯一心の妙法蓮華經一

○上行所傳の妙法五字の事
法華取要鈔云 御作文永十一年甲戌 聖壽五十三歲
對告衆富木氏

問て云く如來滅後二千餘年龍樹天親天台傳教の殘し給へる秘法とは何物ぞや答て曰く本門の本尊と戒壇と題目の五字と也乃至逆縁の爲には但妙法蓮華經の五字に限る耳例せば不輕品の如し我門弟は順縁日本國は逆縁也疑て云

(三)日蓮は廣略を捨て要を取る

く何ぞ廣略を捨て要を取る乎答て曰く玄獎三藏は略を捨て廣を好み四十卷の大品經を六百卷と成す羅什三藏は廣を捨て略を好み千卷の大論を百卷と成せり日蓮は廣略を捨て、肝要を好み所謂上行菩薩所傳の妙法蓮華經の五字也九包淵の馬を相するの法は玄黃を略して駿逸を取る史陶林の經を講ずるには細科を捨て元意を取る等云云一

(成)

○訓育篇

○誦法改悔の功の勝る事

異體同心事云 御作文永十一年甲戌

聖壽五十三歲

對告衆太田氏

日本國の人々いよいよ法華經を謗じて萬人無間地獄に墮つべしかれたにも強るならば國は亡ぶとも謗法はうすくなりなん譬へは灸治をして病をいやし針治にて人をなほ

(二)日本國の人々いよいよ法華經を謗じて

(成)

(二)阿闍世の歸佛

○批判篇歸正の一節

(一)夫れ天の觀法を尋ねれば如二隨緣眞

すがごとし當時はなけとも後は悦びなり日蓮は法華經の御使ひ日本國の人々は大族王の一闍浮提の佛法を失ひしがごとし蒙古國は雪山の下王のごとし天の御使として法華經の行者をあたま人を罰せらるゝか又現身に改悔を起してあるならば阿闍世王の佛に歸して白癩を治め四十年の壽をのへ無根の信ご申す位にのぼりて現身に無生忍を得たりしが如し

○眞如一言の妙法の事

縮刷一〇八四 立正觀鈔云 御作文永十年甲戌 聖壽五十三歲

對告衆最蓮房日淨

夫れ天台の觀法を尋ねれば大蘇道場に於て三昧開發せしより已來目を開て妙法を思へば隨緣眞如也目を閉ちて妙

御聖訓之榮

(三)不變真如

(四)本迹廣高
(五)己心の妙法

法を思へは不變真如也。此兩種の眞如は但一言の妙法に在り。我妙法を唱ふる時萬法茲に達し一代の修多羅一言に含す。所詮迹門を尋ぬれば迹廣く本門を尋ぬれば本高し。如じ己心の妙法を觀ぜんにはと思食さるべし也。

御聖訓之彙

二七四

◎成歳の御書目

弘長二年壬戌 聖壽 四十一歲

- 四恩鈔 縮刷 四一七 ○教機時國鈔 縮刷 四二四
- 行者佛天守護鈔 同 四二九 ○顯謗法鈔 同 四三〇
- 上行菩薩總要付囑口傳 同 四五八
- 文永十一年甲戌 聖壽五十三歲
- 法華行者值難事 縮刷 一〇二四 ○授職灌頂口傳鈔 縮刷 一〇二七
- 彌源大殿御返事 同 一〇三二 ○遠藤左衛門尉御書 同 一〇三五
- 法華取要鈔 同 一〇三五 ○爾前得道有無御書 同 一〇四五
- 上野殿後家尼御前御返事 同 一〇四九 ○上野殿御返事 同 一〇五三
- 異體同心事 同 一〇五四 ○彌源太入道殿御返事 同 一〇五六

(一)天の三光に身を

(二)正法を人に捨てさするが
(三)同じく惡道に

(四)諸病の中に

已上二十一通

◎成歳の聖箴警句

天の三光に身をあたゝめ地の五穀に神を養ふこと。皆是國王の恩也。四恩鈔

正法を人に捨てさするが。謗法にてあるなり。顯謗法鈔

同じく惡道に墮るならば。法華經を謗せさせて墮すならば。世間の罪をもて墮たるには。にるべからず。聞法生謗墮於地獄。勝於供養恒沙佛者等の文のごとし。同鈔

諸病の中には。法華經を謗するが第一の重病也。諸藥の中に

(五)法華經の行者

(六)いかに

(七)異體同心

(八)得勝無勝の二童子

—(成)—

には南無妙法蓮華經は第一の良薬也(法華取要鈔)
 「法華經の行者とせ給へば佛を拜ませ給ふべし。生てお
 はしき時は生の佛。今は死の佛。生死ともに佛なり。即身成佛
 と申す。大事の法門これなり。法華經の第四に曰く。若し能く
 持つこと有れば。即ち佛身を持つなり。」(上野殿御家尼御前御返事)
 「いかにいかに。追善供養を心のおよぶ。ほごはげみ給ふ
 べし。古徳のごとばにも。心地を九識にもち。修行をば六識に
 せよとをせへ給ふ。ことわりにもや候らん。」(同鈔)
 「異體同心なれば萬事を成じ。同體異心なれば諸事叶ふ事な
 し。」(異體同心事)
 「得勝無勝の二童子は佛に沙の餅を供養したてまつりて。閻
 浮提の三分が一の主となる。所謂阿育大王これなり。儒童菩

—(成)—

薩は錠光佛に五莖の蓮華を供養したてまつりて佛となる。
 今の教主釋尊これなり。」(上野殿御返事)

—(戌)—

本化妙觀
配十二支
御聖訓之棗卷之十一 終

—(亥)—

本化妙觀
配十二支
御聖訓之棗卷之十二

第十二篇

◎亥歳の卷

聖祖日蓮大薩埵六十一年鴻化中に於ける第五回の亥歳

一、後堀河院 安貞元丁亥 聖壽六歳

『承久の役の主謀二位法印尊長自殺す。比叡山徒法然の墓を毀つ』

二、四條院 延應元己亥 聖壽十八歳

鎌倉遊學。

『後鳥羽法皇隠岐に崩御。僧徒の帯兵を禁す』。

三、後深草院 建長三辛亥 聖壽三十歳

京都の一書肆に寓し當時の儒家に就て儒學を修む。また冷泉爲家に就て國風を學ぶ。更に東寺に轉じ眞廣法師を介して秘訣を探る。

御聖訓之采

『北條時頼建長寺を創立し道隆を請す。三品宗尊親王を鎌倉に迎へて將軍とす。』

四、龜山院 弘長三癸亥 聖壽四十二歳

二月廿二日時頼男時宗と議して釋を出だして聖祖を赦す。鎌倉に還りて再び松葉谷に廬す是歲駿州松野氏の子某來りて得度す是を日持となす。持法華問答鈔を著す。

『鎌倉暴風洪水山岳崩潰人畜死傷前執權北條時頼卒す其子相摸太郎時宗これを嗣く』

五、後宇多院 建治元乙亥 聖壽五十四歳

身延在山。二月總州平賀源忠時其子万壽麻呂を携へ來る聖祖之に名を經一麻呂と與ふ時に年七歳。斯月蒙古の禮部侍郎等三人書を齎して太宰府に至る府之を鎌倉に送る。六月撰時鈔を著す。八月廿一日身延記成る之れを四條氏に示す。十一月立旨を一紙に書して經一麻呂に賜ひ傳法の信とす。又小室の善智來りて聖祖を毒害せんとして果たさず遂に徒弟となる日傳となす。

已上第五回の亥歳を出家前後に分けると。出家前が二回以後

が三回となる。更に開宗前後に分けると。開宗前が三回以後が二回となる。又佐前佐後に分ると。佐渡前が四回以後が一回となる。さて第五回最終の亥歳は身延山に世を避け跡を隠くし給ひし翌年にして逆化折伏の獅子吼の大音聲いつしか風流塵外の文字となりて。白雲深き處三間四面の草堂を構へ天地を震動せし當年の蛟龍其の中に蟠りぬ境は嶮しけれごも意は豊なり身は貪うけれども心は富めり山又山の深谷人跡絶たる菴中に相ひ擁せる師弟の状態いかに身延の幽栖を樂しみけむ。風月の殘生涯いかに心の靜かなりしぞ。一乘妙理の朝夕妙典讀誦の聲のみす。傳へ聞く教主釋尊の住み給ひけん鷲峰を我朝の此砌に移すに同じと知られぬ御詠歌あり。
立わたる身のうき雲も時ぬべし

◎亥歳の御聖訓

○行法篤信
仰の一節

(一)只願く
は經を持ち
名を十法の
佛陀の願海
に

(二)因身の
肉團
(三)無爲の
聖衣
(四)七方便
の山
(五)法性の
月

○言語道斷の經王心行所滅の妙法の事

持妙法華問答鈔 御作弘長三年癸亥 御壽四十二歲
只願くは經を持ち名を十方の佛陀の願海に流し譽を三世
の菩薩の慈天に施すべし然ば法華經を持ち奉る人は天龍
八部諸大菩薩を以て我眷屬とする者也しかのみならず因
身の肉團に果滿の佛眼を備へ有爲の凡膚に無爲の聖衣を
著ぬれば三途に恐れなく八難に憚りなし七方便の山の頂
に登りて九法界の雲を拂ひ無垢地の園に花開け法性の空
に月明かならん是人於佛道決定無有疑の文憑あり唯我一

—(亥)—

(六)經力を
示し
(七)佛壽を
顯す

○教法篤結
歸本佛の三
輪に約する
一節

(一)方便品
長行書進し
候

○方便品自我偈の大事なる事

人能爲救護の説疑ひなし一念信解の功德は五波羅密の行
に越え五十展轉の隨喜は八十年の布施に勝たり頓證菩提
の教は遙に群典に秀で顯本遠壽の説は永く諸乘に絶たり
爰を以て八歳の龍女は大海より來て經力を刹那に示し本
化の上行は大地より涌出して佛壽を久遠に顯す言語道斷
の經王心行所滅の妙法也

會谷入道殿御返事 御作文永十二年乙亥 聖壽五十四歲

方便品の長行書進し候先に進し候し自我偈に相副て讀た
まふべし此經の文字は皆悉く生身妙覺の御佛也然ども我
等は肉眼なれば文字と見る也例せば餓鬼は恒河を火と見
る人は水と見る天人は甘露と見る水は一なれども果報に

隨て別別也。此經の文字は盲眼の者は之れを見ず、肉眼の者は文字と見る。二乗は虚空と見る。菩薩は無量の法門と見る。佛は一一の文字を金色の釋尊と御覽有るべき也。即身成佛とは是也。されども僻見の行者は加様に目出度渡らせ給ふを破し奉る也。唯相構へて異心なく一心に靈山淨土を期せらるべし。心の師とはなることも心を師とせざれば六波羅密經の文ぞかし。委細は見參の時を期し候恐々謹言。

文永十二年乙亥三月日

日蓮花押

曾谷入道殿

○余に三度の高名ある事

縮刷二二一八
撰時鈔云 御作建治元年乙亥 聖壽五十四歲

一余に三度の高名あり。一つに去し文應元年庚申七月十六日

—(亥)—

●聖祖傳記
言符合の一

(一)余三度の高名あり
(二)聖祖捨身弘法遺難思國

(三)三諫誠を盡し

第一諫 文應元年七月六日

第二諫 文永八年九月十二日

—(亥)—

第三諫 文永十一年四月八日

(四)身は隨ふとも心は隨はず

に立正安國論を最明寺殿に奏し奉りし時宿谷の入道に向て云く禪宗と念佛宗とを失ひ給へしと申させ給へ。此事を御用ひなきならば此一門より事をこりて佗國に責られさせ給ふべし。二つには去し文永八年九月十二日申の時に平の左衛門の尉に向て云く日蓮は日本國の棟梁也。予を失ふは日本國の柱礎を倒すなり。只今に自界反逆難とて同士打して佗國侵逼難とて此の國の人々佗國に打ち殺さるのみならず多く生取にせらるべし。建長寺壽福寺極樂寺大佛長樂寺等の一切の念佛者禪僧等が寺塔をば焼き拂いて彼等が頸を由比の濱にて切らずは日本國必ず亡ぶべしと申し候了んぬ。第三には去年文永十一年四月八日左衛門の尉に語て云く王地に生たれば身をば隨へられ奉る様なりとも心をば

(五) 四難慈
を竭す
難
伊東流罪
東條死刑
龍口遠流
佐渡流刑

—(亥)—

(六) 三大事

(七) 法華經
一念三千大
事の法門

○行法篤信
仰の一節

御聖訓之榮

二八六

隨へられ奉るべからず念佛の無間獄禪の天魔の所爲なる
事は疑ひなし殊に眞言宗が此國土の大なる禍ひにては候
なり大蒙古を調伏せん事眞言師には仰せ付けらるべから
ず若大事を眞言師調伏するならばいよいよ急いで此國亡
ぶべしと申せしかば頼綱問て云く何頃寄せ候べき予言く
經文には何時かは見へ候はねども天の御氣色いかりすく
なからす急に見へて候よも今年はすこし候はじと語りた
りき此の三つの大事は日蓮が申したるにはあらず只偏に
釋迦如來の御神我が身に入りかはせ給ひけるにや我が身
ながらも悦び身にあまる法華經の一念三千と申す大事の
法門はこれなり一
○同じ法華經にて在すれご志を重ぬれば利生の増る事

—(亥)—

(一) 抑も法
華經をよく
よく信じた
らん
(二) 死後の
光榮
(三) 強盛の
信を勤む

(四) 氷は水
より出て凄
じく
(五) 青は藍
より出て色
増る

縮刷一三八八

乙御前御消息云 御作建治元年乙亥

聖壽五十四歲

抑も法華經をよくよく信じたらん男女をば肩に荷ひ背に
負べきよし經文に見えて候上へ鳩摩羅跋三藏と申せし人
をば木像の釋迦負せ給ひて候ひしぞかし日蓮が頭には大
覺世尊かはらせ給ひぬ昔今一同也各は日蓮が檀那也
争か佛にならせ給はざるべき○氷は水より出たれども水
よりも凄冷じ青き事は藍より出たれども重ぬれば藍より
も色まさり同じ法華經にてはおはすれども志をかさぬれ
ば他人よりも色増り利生もあるべき也木は火に焼かるれ
ども梅檀の木はやけず火は水にけさるれども佛の涅槃の
火はきえず華は風に散れとも淨居の華はしほます水は大
旱魃に失すれごも黄河に入りぬれば失せず檀彌羅王と申

(六) 未來の爲に信を勸む

(七) 身輕法重

せし惡王は月氏の僧の頸を切り失なひし也。しかれども獅子尊者の頸を切りし時、刀と手と共に一時に落にき。弗沙密多羅王は雞頭摩寺を燒きし時、十二神の捧に頭へ破れにき。今日本國の人々は法華經のかたきとなりて身を亡ぼし國を亡ぼしぬる也。かう申せば日蓮が自讚也。心得ぬ人は申也。さにはあらず。是を云はずば法華經の行者にあらず。又云ふ事の後に合はこそ人も信ずれ。かうたゞ書き置きなばこそ未來の人は智ありけり。こはしり候はんずれ。又身輕法重、死身弘法。このべて候ば身は輕ければ人は打ちはり惡む。こも法は重ければ必ず弘まるべし。法華經弘まるならば死かばね還つて重かるべし。かばね重くなるならば此のはねは利生あるべし。利生あるならば今の八幡大菩薩とい

—(亥)—

(八) 肉死靈活

○發心篤道義の一節

(一) 三世の諸佛の世に出でさせ

(二) 四徳と四恩

(三) 父母の恩
 家庭の孝養
 中心の慈愛
 社會の慈悲
 國王の忠節
 國家の忠節

—(亥)—

ははるるやうにいはいはふべし。其時は日蓮を供養せる男女は武内若宮なんどのやうに崇めらるべしとおほしめせ。

○四恩の事

縮刷三三六六
 上野殿御消息云 御作建治元年乙亥 聖壽五十四歳

三世の諸佛の世に出でさせ給ひても皆皆四恩を報ぜよと説き。三皇五帝、孔子、老子、顔回等の古の賢人は四徳を修せよと也。四徳とは一には父母に孝あるべし。二には主に忠あるべし。三には友に合て禮あるべし。四には劣れるに逢ふて慈悲あれど也。乃至佛教の四恩とは一には父母の恩を報ぜよ。二には國主の恩を報ぜよ。三には一切衆生の恩を報ぜよ。四には三寶の恩を報ぜよ。○されば法華經を持つ人は父と母との恩を報ずる也。我心には報ずると思はねども此經の力

三寶の恩
宇宙信仰
(四)持經の
報恩

御聖訓之業

らにて報ずる也。然る間釋迦多寶等の十方無量の佛上行地
涌等の菩薩も普賢文珠等の迹化の大士も舍利弗等の諸大
聲聞も大梵天王日月等の明主諸天も八部王も十羅刹女等
も日本國中の大小の諸神も總じて此法華經を強く信じま
いらせて餘念なく一筋に信仰する者をば影の身にそふが
如く守らせ給ひ候也。相構て相構て心を翻へさす一筋に信
じ給ふならば現世安穩後生善處なるべし。

◎亥歳の御書目

- 弘長三年癸亥 聖壽四十二歳
- 持妙法華問答鈔 縮刷四六五
- 文永十二年乙亥 聖壽五十四歳
- 太田殿許御書 縮刷一〇七六 ○四條金吾殿女房御返事 縮刷一〇八一
- 立正觀鈔送狀 同 一〇八四 ○富木殿御返事 同 一〇八六

御聖訓之業

- 三澤房御返事 同 一〇八八 ○新尼御前御返事 同 一〇八八
- 四條金吾殿御返事 同 一〇九四 ○曾谷入道殿許御書 同 一〇九六
- 教行證御書 同 一一一五 ○曾谷入道御返事 同 一一一六
- 神入道殿御返事 同 一一二七 ○兄弟鈔 同 一一二八
- 建治元年癸亥 聖壽四十二歳 (四月廿五日改元)
- 王合城事 縮刷 一二四五 ○法蓮鈔 縮刷 一二四八
- 上野殿御返事 同 一二七三 ○一谷入道御書 同 一二七五
- 棧敷女房御返事 同 一二八三 ○妙一尼御前御消息 同 一二八五
- 撰時鈔(上) 同 一二八九 ○撰時鈔(下) 同 一二八九
- 千日尼御前御書 同 一二五一 ○三三藏祈雨事 同 一二五九
- 淨蓮房御書 同 一二六一 ○大學三郎殿御書 同 一二六八
- 太田殿女房御返事 同 一二七一 ○高橋殿御返事 同 一二七六
- 上野殿御返事 同 一二七七 ○高橋入道殿御返事 同 一二七八
- 四條金吾殿御返事 同 一二八七 ○乙御前御消息 同 一二八八
- 上野殿御書 同 一二九六 ○身延山御書 同 一二九七
- 兵衛志殿御返事 同 一三〇六 ○富木殿御書 同 一三〇八
- 妙心尼御前御返事 同 一三二〇 ○單衣鈔 同 一三二一
- 阿佛房尼御前御返事 同 一三二四 ○御衣笠單衣御書 同 一三二七
- 蒙古使御書 同 一三三〇 ○太田入道殿御返事 同 一三三〇
- 兵衛志殿御返事 同 一三三四 ○觀心本尊得意鈔 同 一三三〇

- 上野殿母尼御前御返事 同 一三三三三 ○強仁狀御返事 同 一三三三四
- 聖人知三世事 同 一三三八八 ○瑞相御書 同 一三三八八
- 善無畏鈔 同 一三四二二 ○神國王御書 同 一三四九
- 上野殿御消息 同 一三六六

已上五十通

◎亥歳の聖箴警句

一切衆生皆成佛道の教なれば上根上機は觀念觀法も然るべし。下根下機は唯信心肝要也。持妙法華問答鈔

持たるゝ法だに第一ならば持つ人隨て第一なるべし。同鈔

須く心を一にして南無妙法蓮華經と我も唱へ佗をも勸んのみこそ。今生人界の思出なるべき。同鈔

されば日蓮は當帝の父母念佛者禪衆眞言師等が師範なり。又主君なり。撰時鈔

—(亥)—

(一)一切衆生皆成佛

(二)持たる法だに

(三)須らく心を一にして

(四)されば日蓮は當帝の父母

—(亥)—

(五)日蓮は

(六)南無妙法蓮華經と勸たる人

(七)現に勝れたるを

(八)我門家は

(九)日本國の王となる君は

(十)今日蓮おろかなりとも

(十一)一切の大事の中

(十二)我日本國は

日蓮は閻浮提第一の法華經の行者なり。同鈔

南無妙法蓮華經と一切衆生に勸たる人一人もなし。此徳はたれか。一天眼を合せ四海に肩をならぶべきや。同鈔

現に勝れたるを勝れたりといふ事は慢にて大功德なり。同鈔

我門家は夜は眠りを斷ち晝は暇を止めて之れを案ぜよ。一生空しく過して萬歳悔ゆること勿れ。富木殿御書

日本國の王となる君は天照太神の御魂の入りかはらせ給ふ王也。高橋入道殿御返事

今日蓮おろかなりとも野干と鬼とに劣る可らず。乙御前

一切の大事の中に國の亡るが第一の大事に候也。蒙古使御書

我日本國は。一閻浮提の内月氏漢土にもすぐれ。八萬の國に

(十三) 國主は理を親とし

(十四) 母に背く妻

も超えたる國ぞかし。一神國玉意
國主は理を親とし。非を敵とすべき人にて。おはすべきか。
か。したりはん諸人の讒言を納めて一人の余をすて給ふ。
同鈔

母に背く妻。父に逆へる夫。重罪にあらずや。二谷入道御書

—(亥)—

本化抄觀 御聖訓之葉卷之十二大尾

明治四十五年七月十三日印刷
明治四十五年七月十三日發行

定價金八拾五錢
郵送料金八錢

著者 富永潮澗

著者 柴田勇之助

發行所 新堀忠太郎

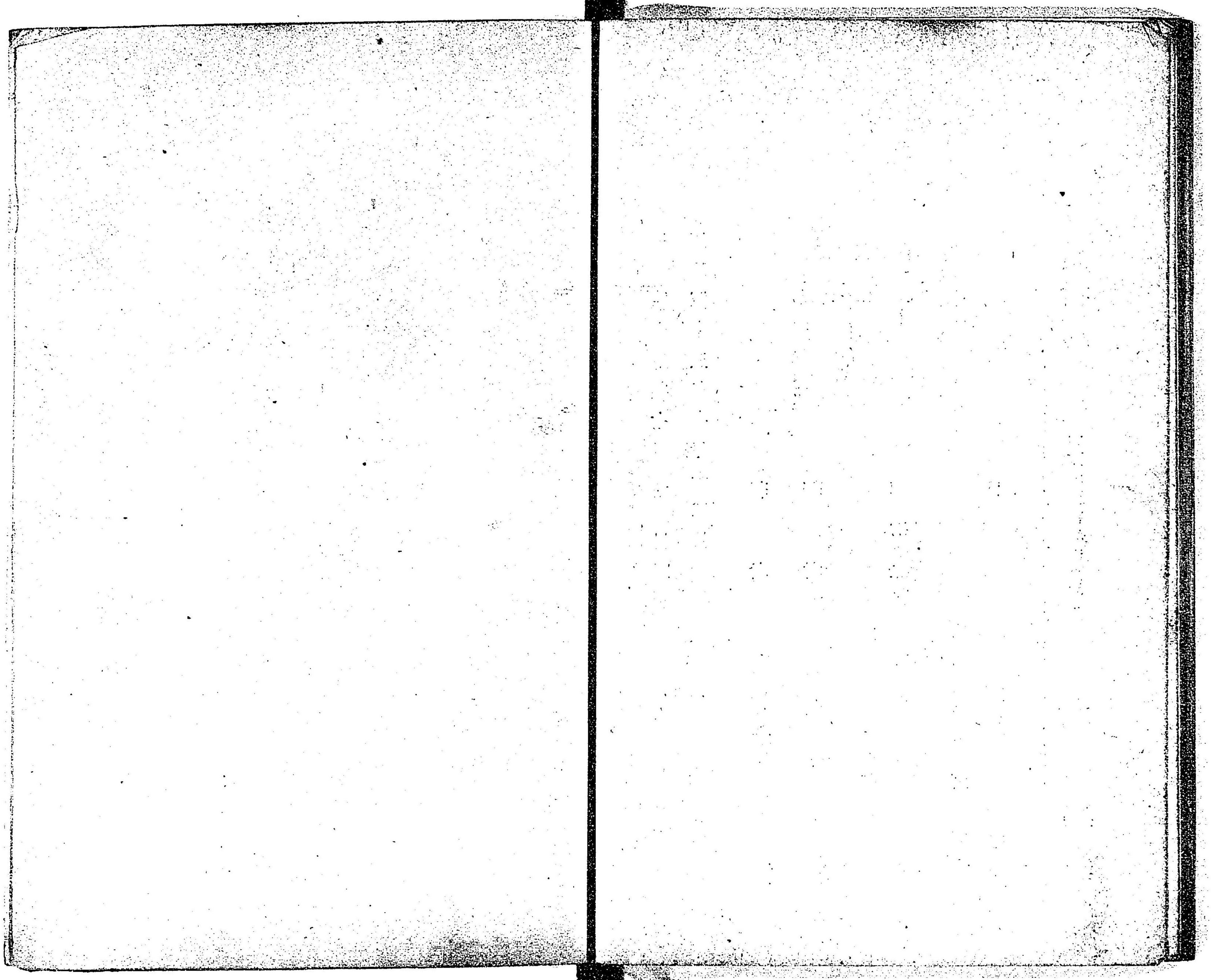
印刷所 日本皇學館印刷部



發行所

東京市京橋區南旗町九番地

日本皇學館



267
871

